

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和7年度の取組内容	措置状況	令和6年度公表文	監査結果報告日
R6	資産統括局・総務局	財政課・行政管理課	42	意見	1	外郭団体の自立に向けた支援について	<p>少子高齢化による市の税収の減少及び扶助費の増加等、将来確実に到来する困難な局面に対応するためには、外郭団体が自立して存続していくほかなく、今から存続していくための力を養っていくことが非常に重要な課題である。そのためには、外郭団体は市に依存しない自主事業の創設や積極的展開に努め、収益を獲得することが肝要である。また、市においては、外郭団体が将来自立していくための支援として、業務委託料や指定管理料について見直すことが必要であることは言うまでもない。さらに、いずれは、外郭団体に随意契約にて発注している業務を競争入札またはプロポーザルとすること、非公募にて外郭団体を指定管理者として指定している業務を公募することにより、民間企業との競争力を備えていくことも必要である。</p> <p>外郭団体の所管課のみならず、全庁的に外郭団体への財政的支援のあり方を見直すことを検討すべきである。</p>	<p>外郭団体への財政的支援については、令和3年度に市の関与度合いに応じて外郭団体を5つの類型に分け支援の度合いを整理したところであり、その分類に応じた必要な支援を行っているところである。</p> <p>そうした中、物価高騰や人件費の上昇などの社会経済情勢の影響も踏まえ外郭団体を取り巻く経営状況も大きく変化しており、市と各外郭団体が互いの強みを持ちよりながら適切な役割を担えるよう、改めて委託料や補助金の見直しを行っている。</p> <p>一方で、各外郭団体は多様な市民ニーズにこたえるため、市と密に連携しながら公益性の高い様々な分野の事業を実施しており、継続的に市が支援を行いながら一体的な運営を行っていく必要があることから、経費の縮減等、適切な執行に努めることは当然のこととして、一律に自立を促すことは妥当であるとは考えていない。このため、今後は、外郭団体等への関与のあり方に係る検証スキームの試行実施結果も踏まえ、引き続き必要な財政的支援を行っていく。</p>	見解の相違	—	令和7年2月19日
R6	総務局	人事課・行政管理課	44	意見	2	人的支援のあり方について	<p>特定の事業に精通したOBを役員や管理職として必ずしも選任する必要はなく、OBを役員や管理職として推薦するのであれば、その理由を市民に十分に説明する必要がある。また、団体固有職員を育成のうえその者を理事や管理職として選任する、もしくは、会社経営経験者を公募することも検討すべきである。</p> <p>また、市のOBの他に現職の市職員が外郭団体に派遣されている。今後、外郭団体の支援のあり方を見直され、委託業務や指定管理業務が公募となるようなことがあれば（実際、指定管理業務が公募され、プロポーザルにより外郭団体が指定管理者に指定されている施設もある）、外観上は派遣職員が市の要望を熟知していると捉えられ、民間事業者との公平を欠くと捉えられる可能性がある。</p> <p>公募推進の際には、民間事業者との公平性を図るために、派遣職員の引き上げについても検討する必要があると考える。</p>	<p>令和3年度に、市の関与度合いに応じて外郭団体を5つの類型に分け、支援の度合いを整理した。現在、人的支援を行っている団体は、「市の政策を推進していく団体」と分類した団体のみであり、これらの団体が市の政策を推進するために、市の意向を正確に理解し、市の事業に精通した市のOBを派遣することは合理的である。</p> <p>人選に当たっては、団体が担うべきミッションや今後の当該ポストの必要性について関係部局から聞き取り、令和3年度に策定した方針との整合性を厳格に確認の上で行っており、そのプロセスを通じてその妥当性は担保できている。</p> <p>また、民間事業者との公平性については、今後、団体の支援のあり方を見直した際に必要に応じて検討する。</p>	見解の相違	—	令和7年2月19日
R6	資産統括局・総務局	財政課・給与課	46	意見	3	市OB役員及びOB管理職への人件費補助について	<p>団体が存続していくためには、利益を獲得することも経営者に課された重要な役割と考える。</p> <p>市のOBである役員が経営者責任を全うしていることを示し、市民に理解してもらうため、人件費補助については、市職員であった際に支給されていた賞与については、補助金として支給しない、もしくは法人運営に関する経営指標に関する目標を定め、その目標を達成した場合に団体から賞与を支給し、市が賞与に関する補助金を支給する等の検討をすべきである。</p>	<p>外郭団体等への本市職員OBの斡旋については、令和3年度に市の関与度合いに応じて外郭団体を5つの類型に分け支援の度合いを整理し、その分類に応じた必要な支援を行っているが、補助金上限額の算定に当たっては、賞与を「成果給」として算定する考え方はなく、本市の給与制度を参考に、賞与も含めた年収ベースで行う。</p>	見解の相違	—	令和7年2月19日

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和7年度の取組内容	措置状況	令和6年度公表文	監査結果報告日
R6	総務局	行政管理課	46	意見	4	外郭団体の経営評価について	<p>市では外郭団体の職員数、職員属性、主要事業の内容及び3期間の決算額等を「外郭団体の概要」として公表するのみで、外郭団体の毎年の運営や業績に関する評価や今後の対応方針等は説明されていない。地域活動団体を前身とし、地域に大切にされている団体もあること、また、市の施策推進のために必要で存続し続けることが必要な団体もあることから、所管課により外郭団体の運営や業績に関する評価を行い、市民に公表するべきである。</p> <p>所管課により外郭団体の運営や業績に関する評価を行い、市民に公表するべきである。また、必要に応じて専門家による経営評価委員会を設置し、今後の経営に関する意見や統廃合等に関する意見を求めるべきである。</p>	令和7年度から外郭団体等への関与のあり方に関する検証スキームを試行的に実施しており、今後、公表することを検討している。	検討中	—	令和7年2月19日
R6	総合政策局	協働推進課	47	意見	5	指定管理施設の老朽化対応について	<p>外郭団体に修繕に関する過度の負担を課すことのないよう、指定管理の協定書において、1件当たりの修繕基準額を設けるのみではなく、修繕総額についても基準を定め、上限を超過する場合にいずれが負担すべきであるかの定めを設けるべきである。</p> <p>また、例えば、自主事業により獲得した利益の1/2を市に納付する等の仕組みを設ければ、外郭団体及び市がともに修繕の原資が獲得できるようになることから、外郭団体の指定管理施設での自主事業の拡大が図られるような指定管理業務の仕様を定めるべきである。</p>	<p>外郭団体が指定管理者となっている施設に係る修繕費については、指定管理協定書において1件当たりの修繕基準額を定めるのみならず、指定管理料の積算に当たって修繕費に充てることを想定した金額の算定も行っており、修繕総額についての一定の枠組みは設定できているため、修繕総額についても一定の基準を定めている状況にあるといえる。</p> <p>また、ひとくちに老朽化対応に係る修繕といっても必要不可欠なものや施設の効用を増大させるものふたつの類型があり、特に後者については、必ずしも市が負担しなければならないとは言いつらいものもあるため、基準額を超過した場合の費用負担について、市と指定管理者との間で協議を行うこととしているが、その運用の適正さを担保するために、協議結果については記録化することを徹底していく。</p>	見解の相違	—	令和7年2月19日
R6	総合政策局	協働推進課	48	意見	6	指定管理料について	<p>外郭団体の指定管理施設運営のモチベーション向上のため、また、今後の存続のため、一般管理費（共通経費）について、明確な算定基準を設けたうえで、収支報告に共通経費の計上を認めることを検討すべきである。</p>	<p>決算時に提出される収支報告書の一般管理費については、厳密に規定していないものの、施設所管課においては計上された内容について確認し、把握しておくこととしている。</p> <p>しかし、実態として、各施設で一般管理費に計上されている内容をどこまで確認しているか等は把握できていないため、まずは、各施設の計上方法の実態把握や、他都市の事例調査を行った上で、その是非も含め検討していきたい。</p>	検討中	—	令和7年2月19日
R6	総合政策局	協働推進課	48	意見	7	利用料金制の導入について	<p>外郭団体が指定管理者として運営する施設には、利用者が無償で利用できる施設もあるが、自転車駐輪場、スポーツ施設、会議室、貸室等を有する施設では、利用者から料金を収受している。このような料金を収受する施設に利用料金制を導入すれば、外郭団体の収入増加の機会を与えることとなり、また、市は指定管理料を引き下げることができ、施設修繕の原資を確保できる可能性がある。利用料を収受している施設においては、利用料金収入制度を導入することを検討されたい。</p>	<p>現在は、公の施設の設置目的やその性格、運営の実態等を踏まえた中で、各施設の所管課を中心として利用料金制の採否を決定しているところであるが、今後については、利用料金制のメリット・デメリットや導入事例を示すなどにより、今まで以上に各所管課の理解促進を図っていく。</p>	検討中	—	令和7年2月19日

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和7年度の取組内容	措置状況	令和6年度公表文	監査結果報告日
R6	資産統括局	財政課	49	意見	8	経営計画の策定について	<p>団体を維持存続させるためには、単年度のみならず、中長期での業績、人員、投資及び資金に関して定量的な目標を設定し、目標達成のために毎年どのようなことを達成すべきかを検討する必要がある。定量的な目標を設定することで、毎年度達成度合いを測定することが可能になり、翌年度の対応方針が具体的に決定できることになる。</p> <p>外郭団体は、これまで単年度予算を重視して運営してきた結果、将来対応すべき保有施設の大規模修繕や更新を独自で対応することが困難となっていること、また、今から事業拡大をするにも、投資や人材確保が資金繰りの面から困難な状況となっている。この状況を改善するためには、業績、人員、投資及び資金について、中長期的にどうありたいか定量的な目標を設定し、行動を統制していく必要がある。</p>	<p>外郭団体が直面している資金繰りの問題は、本市の財政状況と密接に関係しており、単純に目標設定だけでは解決できない問題である。さらに、経営計画の策定には専門的な分析が必要であり、そのような分析の要否については各外郭団体が個別に判断すべき事項であるため、一律に経営計画の策定を求めることはしない。</p>	見解の相違	—	令和7年2月19日
R6	総務局	コンプライアンス推進課	49	意見	9	監査指摘事項に関する対応について	<p>市民に事務執行の適切性に関する説明責任を果たす観点から、監査委員監査及び包括外部監査にて不備が指摘された事項やその他重大事案については、自己の部局で生じたものではなくとも、全庁的に共有し、以後不備が生じることのないような対応をする必要がある。</p>	<p>監査委員監査において不備が指摘された事項のうち一定のものや重大事案と考えられるものについては、全庁的に共有して再発を防止する仕組みとして、令和6年度から事務処理ミス事例の報告の対象として明確化した。また、これに合わせて、事務処理ミス事例の報告については、令和7年度から、これまでの年1回の通知を、企画管理課長会において年4回説明を行い、部局ごとに周知を図ることができるような取扱いに改めることとした。</p> <p>また、監査委員監査において指摘された不備のうち上記以外のものや包括外部監査において指摘された不備については、令和6年度から作成を開始した各課の業務についての業務手順書において、これらを発生させないように留意事項として記載するような取扱いとするように取組を進めている。</p>	改善済	—	令和7年2月19日
R6	総合政策局	文化振興課	56	意見	10	業績改善、人員確保及び資金確保等のため、中長期的かつ定量的な経営計画を策定する必要がある。	<p>当財団の業績は、継続して多額の赤字となっている。また、当財団が保有・運営する施設は、老朽化が進んでおり、今後、修繕・更新の費用が多額となることが予想される。さらに、減価償却費負担額も多額となっていることから、早期の業績改善は望めない。</p> <p>業績改善、人員確保及び資金確保のため、中長期的かつ定量的な経営計画を策定するとともに、当財団の今後のあり方について、慎重に検討する必要がある。また、公募等により会社経営の経験があるものを役員または職員として採用すること、業績改善のために民間コンサルティング事業者を活用する等の検討も有用であると考えられる。</p>	<p>財団が所有する尼崎市総合文化センターは令和8年度に一部、令和12年度に全部が市に譲渡される予定であることから、今後、施設を持たない団体として財団に求める役割を整理し、適切な経営が行えるよう、市としても支援を行っていく。</p>	検討中	—	令和7年2月19日
R6	総合政策局	文化振興課	57	意見	11	大規模な改修工事による収入減について、収支の見直しには考慮されていない。	<p>施設の耐震対策不足の状況に伴い、大規模改修工事の計画があり、施設の閉鎖期間中については大きな収入減となる見込みであるが、当該状況をカバーする具体的な計画は立案されており、改修期間後の団体の維持・存続に対してもマイナスの影響を与えるリスクがある。</p> <p>改修期間中の収入減について収支の見直しに反映し、これを補填する方法について、市とも協議の上、検討を行う必要がある。</p>	<p>施設を市に譲渡することは単に収入減のみならず、施設の維持管理に係る支出も大幅に減少することから、その経営に与える影響を見極め、適切な収支の見通しが行えるよう、市としても支援を行っていく。</p>	検討中	—	令和7年2月19日

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和7年度の取組内容	措置状況	令和6年度公表文	監査結果報告日
R6	総合政策局	文化振興課	58	意見	12	施設運営業務が公募による指定管理になった場合、当該業務の継続が困難となる可能性がある。	<p>尼崎市総合文化センターの施設改修後、当該施設の運営業務が公募による指定管理となった場合、民間事業者との競争となり、財団が当該事業の継続が困難となる可能性がある。</p> <p>財団の維持・存続のためには、事業の競争力の強化が必須となるため、収益力の高い事業への注力、人員体制の見直し等、財団の収益力向上に向けて検討を進める必要がある。</p>	<p>財団に対し、事業の企画や団体運営のノウハウについての外部の知見を取り入れるための研修やワークショップを市も協力して実施しているところであるが、これらにとどまらず、尼崎市総合文化センターの市への全面移管に向けて、施設を持たない団体として財団に求める役割や尼崎市総合文化センターの指定管理業務の範囲を整理していくなかで財団の役割を検討していく。</p>	検討中	—	令和7年2月19日
R6	総合政策局	文化振興課	58	意見	13	美術品の保管をしているが、市からの費用負担がない。定期的な実査が実施されていない。	<p>市所有の美術品の保管設備に関する維持管理費用について、市からの費用補助等はない状況となっている。また、美術品について定期的な実査は実施されておらず、美術品の実在性、及び状態が確認できない状況となっている。</p> <p>美術品は市の重要な所有品であり、当該管理に係る費用に係る市の負担について、検討を行う必要がある。また、美術品については、定期的な実査を行う必要がある。</p>	<p>市所有美術品を保管している尼崎市総合文化センター文化棟は令和8年度に市に譲渡される予定であり、今後の美術品管理については、施設の指定管理業務の中で整理していく予定である。なお、令和8年度からの耐震化工事中の保管場所等を検討する過程で、令和7年11月に全ての美術品について所在等を確認した。</p>	検討中	—	令和7年2月19日
R6	総合政策局	文化振興課	70	意見	14	ホール棟等の自動販売機設置事業者の決定は、随意契約ではなく公募により決定すべきである。	<p>公募にて自動販売機設置者を募ることにより、当財団の収入が増加する可能性があるが、現状は特定の事業者による自動販売機の設置を許可している。</p> <p>当財団の収入の増加を図るため、自動販売機設置事業者の選定に関し、公募することを検討すべきである。</p>	<p>これまで敷地内の自動販売機の設置については公募により事業者を選定し複数年契約を結んでいたが、令和7年度についてはホール棟及び文化棟の耐震化に伴う休館前の最後の1年だけの契約となることから、既契約業者と随意契約を結んだとのことであった。来年度以降は当面中ホールのみ営業となるが、自動販売機の設置を行う際は事業者を公募するよう助言し、財団もその方向で進めるとの意向を示した。</p>	改善済	—	令和7年2月19日
R6	総合政策局	ダイバーシティ推進課	74	意見	15	会員が減少している状況にある。	<p>会員の減少は、会員の高齢化が進み中若年層への広報が十分できていないことがその要因となっている。</p> <p>事業の維持存続のためには、自主財源の確保が重要となる。そのためには、会員数も増加に努める必要があり、中若年層に協会活動の重要性を積極的に伝達していく必要があると考える。</p>	<p>会員の減少については、協会の「第3次中期経営計画」においても、「会員拡大には、当協会の活動や啓発事業の重要性など市民への周知が必要である。」旨、重点課題として定め、「講演会、研修の実施における人権啓発の実績や社会状況に則した新規事業の実施など、ホームページやSNSなど広報媒体を使いアピールする必要がある。」として、課題解決に向けた取組の方向性を示し、目下、毎年市内の中学校へ平和に関するリーフレットを教材として配布している。今後については、市及び協会の公式ホームページやSNSを活用した事業案内を実施するほか、地域総合センターの中若年層向け講座を通じて事業の周知を行うなどの取組を検討している。</p>	検討中	—	令和7年2月19日
R6	総合政策局	ダイバーシティ推進課	75	意見	16	誹謗中傷を予防するため、教育委員会等の他の部局とも協働すべきである。	<p>インターネットやSNSを利用した誹謗中傷は小学生及び中学生の間でも起こりうる環境となっている。</p> <p>市のあらゆる部局との積極的な連携により、誹謗中傷の予防の強化を図るべきである。</p> <p>例えば、学校教育の場で、インターネットやSNSでの誹謗中傷等に対しては、モニタリングという仕組みがあるということを周知し、誹謗中傷等を積極的に防ぐ取組を行うことが有用であると考える。</p>	<p>インターネットやSNSを利用した誹謗中傷については、若年層に対するネットリテラシーを高めることによって抑止につながるとともに、モニタリングという仕組みの紹介をすることによっても一定の効果があると考えられることから、令和8年1月に教育委員会事務局と連携して各小学校・中学校等へのインターネット上の人権啓発も含めた人権教育学習資料の作成を行った。</p> <p>また、これ以外にも、引き続き、教育委員会をはじめとした他部局にもインターネットやSNSを利用した誹謗中傷を防止することに資するような情報提供や周知といった取組を行っていく。</p>	改善済	—	令和7年2月19日

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和7年度の取組内容	措置状況	令和6年度公表文	監査結果報告日
R6	総合政策局	ダイバーシティ推進課	76	意見	17	市内の類似の人権啓発団体と連携を積極的にを行い、事業の効率化を図るべきである。	市内の類似の人権啓発団体が共通の人権問題の対応に取り組んでいるが、積極的に協働もしくは役割の分担をしていない。人権問題に対する効率的な対応の観点から、これら団体と積極的に協働するべきである。 市の財政状況及び協会としての存続意義の観点からも、人権問題を連携して行えるような効率的な運営体制の見直しも必要と考える。	人権啓発協会に類似する団体としては、企業人権・同和教育合同研究会と尼崎市人権・同和教育研究協議会の2団体があり、前者は、市内企業約140社から構成されており、セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント、障害者や外国人の雇用問題など企業内における人権啓発・研修活動を中心とした活動に取り組んでおり、後者は、就学前教育部・小学校教育部・中学校教育部・高等学校教育部・PTA部・社会教育部の教育現場において、教育現場における人権啓発・教育を中心とした活動に取り組んでいる。このように両者は、設立目的や組織体制、活動内容等は全く異なるものであり、それぞれに存在意義があるため、人権啓発協会を情報共有の場としてそれぞれの人権問題を連携して行えるような取組を実施していく。	改善済	—	令和7年2月19日
R6	総合政策局	ダイバーシティ推進課	76	意見	18	市との協働契約のうち、法律相談事業として発生する弁護士謝金は市が負担するが、その他経費は当協会が負担している。	補助金対象事業の中で協働契約として進めている事業について、一部の費用を当協会が負担しているが、本来市が負担すべきものであると考える。 協働契約の趣旨からすれば、法律相談事業における弁護士費用のみならず、同事業において発生するその他の経費についても補助対象経費とすることを検討するべきである。	令和2年度の財政援助団体監査における「補助事業と委託事業の区分の明確化がなされていない」旨の指摘を踏まえ、協会との協働契約において、「事業実施に当たり、市と協会の双方が目的及び課題を共有し、互いに尊重し、対等な立場で適切な役割及び責任分担の下で連携する」と定めた。 同事業では市の役割を(1)年間の相談日及び相談員の割振りの決定に関する事(2)相談場所の確保に関する事(3)事業の周知に関する事、の3点とし、加えて協会との事前の協議により、最も費用負担が大きい弁護士費用及びオンライン相談時に使用するパソコン購入費について、補助対象経費として補助金を交付することで協会の負担軽減を図り、それ以外に生じる経常的な費用については、協会において負担するとしうえて事業を開始したものである。 今回の指摘を受け、改めて協会の意向を確認したが、その他の経費は協会が負担することで合意していることを確認した。	見解の相違	—	令和7年2月19日
R6	総合政策局	地域総合センター担当	77	意見	19	地域総合センターの利用者について、高齢者の次の世代の利用者を増やすことが必要である。	地域総合センターは、地域活性化の拠点となる施設であることから、継続的な利用が望まれる。そのためには、高齢者の次の世代が多く参加できるような仕組みを構築する必要がある。 地域活性化のためには、高齢者の次世代の活動への参加が重要となるが、働き方や余暇の過ごし方が多様化し、当該世代の施設利用が少ない状況となっているため、次の世代が多く参加できるような仕組みを構築する必要がある。	令和6年度より次世代（主に青少年）の施設利用者の増加を目指して、青少年及び子育て世代の居場所事業を実施しており、令和6年度の利用者51,191人の内、高齢世代16,280人（31.8%）よりも少年（12歳まで）20,112人（39.3%）の利用が多く、様々な年代の方が幅広く利用している状況である。 さらに、世代間交流事業の一環として地域総合センターで平成30年度から実施している子ども食堂では多くの成人ボランティアが参加したり、センターと地域住民が共催して実施する環境美化推進事業（地区内一斉清掃）では高齢者よりも成人や子どもが多く参加するなど、地域総合センターを拠点として地区内の交流や活性化を図る取組を実施している。 今後も次の世代が多く参加できるような取組を行っていく。	改善済	—	令和7年2月19日

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和7年度の取組内容	措置状況	令和6年度公表文	監査結果報告日
R6	総合政策局	地域総合センター担当	78	意見	20	重複した投資が生じないよう、施設改修及び更新に関し、市と当協会にて十分な情報共有や意見交換をすることが必要である。	地域総合センターの指定管理者である当協会により施設の改修が行われたが、その後、市の大規模改修によりその一部が取り壊されることとなり、改修に関する支出が重複している。 所管課及び当協会の積極的な協働により、将来の修繕に関する計画を策定し、互いに共有する必要がある。	今回実施した改修は、利用者からの声が多くあり、快適で利用者に安心感をもたらす、安全な施設管理の観点から行った工事であり、事前に市と指定管理者との間で協議は行っていたものの実施時期の調整が不足していた。 今後は、長寿命化工事等を控える地域総合センターの施設改修及び更新に関し、指定管理者が実施しようとする工事内容について、指定管理者から市に事前に届出をさせ、市は大規模修繕計画と重複しないかどうかを審査したうえで、修繕工事を承認するといった流れで市と指定管理者の両方で十分協議を行うこととする。	改善済	—	令和7年2月19日
R6	総合政策局	地域総合センター担当	79	意見	21	大規模修繕に伴う事務所等移転費用を当協会が負担し、赤字の要因となっていた。	市が指定管理施設の大規模改修を行っているが、工事に伴う設備機器及び事務所の移転費用については、市ではなく当協会が負担している。 当協会が自己の責に帰すべき事由のない費用を負担することがないよう、市と負担関係に関する協議を行い、費用負担の公平性を確保する必要がある。	今回の工事に伴う設備機器及び事務所の移転費用については、本来であれば市と協会とで事前にしっかり協議を行うべきであった。以後は市と指定管理者の費用負担の公平性を確保するべく、事前に情報共有のうえ各当事者がどの程度負担するのかといった具体的な内容を十分に両方で協議を行うこととする。	改善済	—	令和7年2月19日
R6	総合政策局	地域総合センター担当	79	意見	22	固定資産の購入費用につき、市と当協会のいずれが負担すべきか不明瞭となっている	指定管理施設である地域総合センター南武庫之荘内の舞台の購入について、当協会の負担で購入している。実態を見るに本来は市が負担するべきものではないかと考える。 実態に即して負担関係の協議を行い、費用負担の公平性を確保する必要がある。	舞台の購入に際し、市と指定管理者との間の事前協議の不足が課題として挙げられることを踏まえ、今後は、市と指定管理者の費用負担の公平性を確保するべく、設備の更新等に当たっては、事前に双方で情報共有のうえ、どの程度の費用負担が発生するかといった具体的な内容を十分に両方で協議を行うよう取扱いを改める。	改善済	—	令和7年2月19日
R6	総合政策局	地域総合センター担当	81	意見	23	自主事業の積極的な展開が必要である。	指定管理施設において、自主事業が積極的に展開されていないため、当協会運営の財源を確保できる機会を逃している可能性がある。 例えば、高等学校無償化により、進学塾に通う学生が増えると思われるが、家庭の事情により塾に通うことができない学生との格差が生まれることも考えられる。そのため、進学塾と協働による施設利用等を検討することも有用と考える。	地域総合センターはコミュニティの拠点として設置された施設であることから利潤をあげることは難しく、指定管理者が自主事業を行ったとしても、直ちに財源を確保できるものではない。 なお、監査人の例示する進学塾の協働等にかかる事業については、地域総合センターの利用者の属性とマッチングするものではないため、このような自主事業を運営する必然性に乏しい。	見解の相違	—	令和7年2月19日
R6	総合政策局	地域総合センター担当	81	意見	24	ホール棟等の自動販売機設置事業者の決定は、随意契約ではなく公募により決定すべきである。	一般的に、公募にて自動販売機設置者を募ることにより、当協会の収入が増加する可能性があるが、現状は特定の事業者に自動販売機の設置を許可している。 当協会の収入の増加を図るため、自動販売機設置事業者の選定に関し、公募することを検討すべきである。	次の自動販売機設置契約の更新時における設置事業者の選定に関し、人権啓発協会の収入の増加を図るためにも公募するべきであることを同協会に対して、令和8年1月において指導した。	改善済	—	令和7年2月19日

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和7年度の取組内容	措置状況	令和6年度公表文	監査結果報告日
R6	福祉局	企画管理課	87	意見	25	中期経営計画を策定していない。	<p>単年度予算を策定はしているが、具体的な収支等、定量的な目標を反映した事業区分別の中期経営計画が策定されておらず、団体の向かうべき方向に向けた適切な事業運営が行われないリスクがある。</p> <p>当事業団を長期にわたり存続させるためには、中期経営計画は非常に重要な位置づけであると考えられる。事業運営上の目標に対応する施策のみならず、中長期での収支に関する具体的な数値目標を設定した中期計画を策定し、実行していく体制の構築が必要である。</p>	<p>社会福祉事業団については、指定管理施設の運営が主な事業となることから、指定管理施設の契約期間である5年間を一区切りとする収支計画（中期経営計画）の策定を進める。</p> <p>一方、指定管理施設における管理委託費の算定方法や団体が保有する母子生活支援施設サン野菊尼崎の建て替えに向けた協議を市と始めたところであり、計画にもこれらの協議内容を踏まえたものにしていく必要があることから、策定には一定時間を要する。</p>	検討中	—	令和7年2月19日
R6	福祉局	企画管理課	88	意見	26	<p>当事業団が運営する長安寮が、継続的に多額の赤字を計上しており、指定管理に関する収支で赤字を補填している状況となっている。</p> <p>今後、継続的に赤字が計上されるような施設がある場合は、早期に今後のあり方を見直す必要がある。</p>	<p>長安寮は閉鎖が決定したが、これまで長期間にわたり赤字を継続して計上していた。また、当事業団が指定管理者として運営している収支により、長安寮の赤字を実質的に補填している状況となっていた。独立した法人であれば、長期的に赤字を継続していれば、早期に撤退することが通常であるが、当事業団では適時にその決定ができず、運営に関する損失を継続的に負担していた。</p> <p>赤字を長期間継続して計上してきた長安寮は閉鎖されたため、当事業団の損失負担は軽減されると考えられるが、今後、継続的に赤字が計上されるような施設がある場合は、早期に今後のあり方を見直す必要がある。</p>	<p>今後、継続的に赤字が計上されるような施設がある場合は、適宜、適切な時期にあり方を検討する場を設けること等により、早期に施設の今後のあり方を見直すものとする。なお、現在、母子生活支援施設サン野菊尼崎は経常的に収益が確保できている状況である。</p>	改善済	—	令和7年2月19日
R6	こども青少年局	こども相談支援課	90	意見	27	母子生活支援施設サン野菊尼崎について、更新・改修計画がない。	<p>母子生活支援施設サン野菊尼崎は、設立から長期間が経過し、老朽化が進んでいる状況にあるが、更新・改修に関する具体的な計画が策定されておらず、施設の継続的な利用が困難となるリスクがある。</p> <p>支出負担を平準化する観点から、具体的な施設更新・改修計画を策定し、計画的に対応する必要がある。</p>	<p>母子生活支援施設サン野菊尼崎は、令和4年2月に改定された第1次尼崎市公共施設再編計画において、新たに管理対象とする外郭団体等保有施設として本市公共施設マネジメントの取組対象に位置付けられ、市から団体への積極的な関与のもと、各団体における将来の更新や改修等に備えた積立や施設の適正な管理等を推進していくこととしている。</p> <p>令和6年12月には、社会福祉事業団が今後の運営方針についてとりまとめ、令和7年度は、適切な施設更新・改修方法について当課と社会福祉事業団で検討を行い、関係課とも調整を進めながら施設整備計画を作成しているところである。</p> <p>なお、令和9年度を始期とする（仮称）第2次尼崎市公共施設マネジメント計画（再編計画又は保全計画）へは、当該施設整備計画の内容を反映し、市全体で進捗管理を行うことを予定している。</p>	検討中	—	令和7年2月19日
R6	福祉局	企画管理課	91	意見	28	人件費補助金の要綱がない。	<p>市は、当事業団に人件費補助金を交付しているが、交付の目的、事務手続手順、補助対象及び交付額の決定方法に関する事項等を明らかとする要綱が整備されておらず、交付に関する透明性が確保できない状況となっている。</p> <p>補助金を交付するためには、所管課において、補助金交付要綱を整備する必要がある。</p>	<p>令和7年4月に人件費補助金の交付に当たっての交付の目的、事務手続手順、補助対象及び交付額の決定方法に関する事項等を定めた尼崎市社会福祉事業団補助金交付要綱を作成した。</p>	改善済	—	令和7年2月19日

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和7年度の取組内容	措置状況	令和6年度公表文	監査結果報告日
R6	福祉局	障害福祉課	94	意見	29	障害者デイサービスセンター利用者の食事費を、送迎時に現金で徴収している。口座振替（口座引落し）にすることを検討すべきである。	障害者デイサービスセンター利用者または家族が、毎回利用時に食事代を準備することは手数を要することになる。また、当事業団においても、現金收受の事務負担や現金紛失等のリスクがある。 食事費の徴収は、月次締めにより利用者に請求し、口座振替（口座引落し）もしくは振込による支払い方法を採用することを検討するべきである。	現状は利用人数が少ないので検討が進んでいないが、給食業務委託先に口座振替（口座引落し）などが可能か確認を進めていく。	検討中	—	令和7年2月19日
R6	福祉局	障害福祉課	95	意見	30	指定管理業務に関する収支報告について、実績を報告していない。また、市も収支報告の正確性を検証していない。（身体障害者福祉センター・たじか園・身体障害者デイサービスセンター・あこや学園）	収支の実績が報告されないと、指定管理施設の運営にどれほどのコストがかかるのか市が把握できず、指定管理料が適切であったかどうかの検証及び次回以降の指定管理者選定の際の指定管理料の検討ができない。 市は、収支報告を帳簿記録及び領収書等の書類と照合する必要がある。	全ての帳簿記録や領収書等の提出及びそれらの詳細な照合を実施することは作業量的にも困難であるため、重要性の高い費目を中心に収支報告と帳簿記録及び領収書等の書類の照合を行うよう、有効な確認方法について検討していく。	検討中	—	令和7年2月19日
R6	こども青少年局	こども相談支援課	95	意見	30	指定管理業務に関する収支報告について、実績を報告していない。また、市も収支報告の正確性を検証していない。（尼崎学園）	収支の実績が報告されないと、指定管理施設の運営にどれほどのコストがかかるのか市が把握できず、指定管理料が適切であったかどうかの検証及び次回以降の指定管理者選定の際の指定管理料の検討ができない。 市は、収支報告を帳簿記録及び領収書等の書類と照合する必要がある。	基本協定において、年度終了時に収支状況を含む事業報告書を作成し提出することを義務付けているが、これまでは収支報告の数字の整合性の確認までにとどまっていた。令和7年度は車輛費についての収支報告と帳簿記録等の照合を行ったが、今後は、車輛費以外の費目についても、金額が分かる根拠資料等の提出を指定管理者に依頼し、収支報告の照合を行うよう取扱いを改めていく予定である。 なお、年度ごとに照合項目を変更しながら、収支報告の正確性に努めることとする。	検討中	—	令和7年2月19日

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和7年度の取組内容	措置状況	令和6年度公表文	監査結果報告日
R6	保健局	保健企画課	101	意見	31	急病診療所の内科・小児科において、市外の利用者があるが、各市町に同診療所運営経費の負担を求めるべきである。	急病診療所運営にかかる経費を尼崎市が単独で負担しており、他市には負担金等の負担の要望を行っていない。 経費負担の公平性の観点から、他の市町にも内科及び小児科の運営経費の負担を要望すべきである。	休日・夜間における1次救急医療体制については、兵庫県の医療計画において各市町で必要な体制を確保することが定められており、本市においては、急病診療所に内科、小児科、耳鼻咽喉科及び眼科の4科目の診療科を設置している。このうち、耳鼻咽喉科及び眼科については、休日夜間に急病として受診する患者数が少ないこと、さらに、内科と小児科に比べて耳鼻咽喉科と眼科の専門医の数が少ないため単独での運営が難しいことなどを踏まえて、阪神6市1町（尼崎市・芦屋市・西宮市・伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町）での共同運営方式による体制確保を図っており、その運営経費については、主体となる尼崎市から事前に定めた協定書に基づき構成市町へ応分の費用負担を求めている。これに対して、内科及び小児科については、それぞれの市町で独立して設置運営している単独運営方式による体制確保を図っており、耳鼻咽喉科と眼科との運営方式が全く異なっていることから、近隣他都市に費用負担を求める枠組みを構築していない。 また、尼崎市民が近隣市町及び県外の急病診療所等を受診した際に、尼崎市に運営経費の負担を求められることはなく、これは全国的に見ても単独運営方式の公立医療機関において、受診者の居住する自治体に対して運営経費の費用負担を求めている実例が存在しないことによるものである。 このため、尼崎市が他市区町村に急病診療所に係る内科と小児科の運営費用の負担を一方的に求める行為は、他の自治体との関係を大きく損ない、その結果、医療体制に支障が出ることにもつながるものであることから、適当ではない。	見解の相違	—	令和7年2月19日
R6	保健局	保健企画課	102	意見	32	当財団が運営する看護学校が定員割れの状況となっている。	当財団の運営する看護学校では、生徒を確保することが困難となってきており、現状定員割れの状況である。経営改善計画（案）において、1学年70名の定員を確保することが必要不可欠と提言されており、現状の各学年の生徒数の水準では、運営が困難な状況に陥ってしまうことが想定される。また、事業継続が困難になった場合の校舎解体費用も2億1,100万円必要であると試算されており、当財団にとって大きな負担となる可能性がある。 経営改善計画（案）でも示されているように、生徒数確保に向けた取組に注力する必要がある。しかし、生徒数の減少が進む場合には、看護専門学校あり方協議会の経営改善計画（案）の指摘にあるように、事業譲渡や廃校も視野に入れた今後の方向性を十分検討する必要がある。	看護専門学校の定員未充足や収支不足などの課題解消に向け、令和5年度に策定した経営改善計画に沿って実施したWEBマーケティング会社へのGoogle検索上位への表示についての依頼や阪急園田駅への看板広告の掲出等の広報活動の結果、令和7年度入学者に係る定員は充足された。令和7年度入学者からは、前年度と比較して学費（施設費）を10万円増加させたにもかかわらず、定員が充足したことから、広報活動については一定の効果があったといえる。また、経営改善についても、施設費の値上げにより計画どおり進捗している状況にある。 他方で、昨今の少子化や大学進学志向の高まりに伴い、学生の確保がさらに困難となることも十分に想定されることから、今後も引き続き定員充足に向けた取組を行っていく。	改善済	—	令和7年2月19日
R6	保健局	保健企画課	104	意見	33	貸館事業の稼働率が低い状況にある。	施設貸与事業は当財団にとって収益事業として位置づけられているが、会議室等の稼働が低い状況で推移している。 当財団の自立運営のため、会議室等の貸出の稼働率の向上を図り、獲得した利益を施設修繕や人員採用等に活用すべきである。	令和8年1月から尼崎市医師会に対して、会議室をテナント貸ししたことにより、貸室の稼働率が従来の3割程度から約6割に改善することとなり、この改善により得られた固定収入が施設貸与事業の収益改善につながる事となった。また、これ以外にも、SNS等を活用したり、ホームページへの会議室の空き状況を掲載して利用者への利便性を高める施策を講じたりするなど、稼働率の向上に向けた取組を実施することとした。	改善済	—	令和7年2月19日

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和7年度の取組内容	措置状況	令和6年度公表文	監査結果報告日
R6	保健局	保健企画課	105	意見	34	大規模修繕の計画が策定されていない。	<p>市民健康開発センターハーティ21は、平成5年の竣工から約30年以上経過し老朽化しているが、大規模改修更新計画が策定されていない。利用者の安全を確保すること、また、将来の改修に係る資金支出を平準化する観点から、改修更新計画を策定する必要がある。</p> <p>竣工から約30年以上経過していることから、大規模修繕に対する備えをすることが必要である。中長期計画で実現可能性のある大規模修繕に向けた対応策を検討する必要がある。</p>	<p>財団の保有するハーティ21は築30年を超えており、財団として近い将来において大規模修繕を想定しているが、現在それに対応する計画は策定できていない状況である。そのため、今年度、財団ではワーキンググループ（建物長寿命化検討チーム）を設けたところであり、今年度中に財源の見通しを立てた上で、大規模修繕計画の策定を予定している。</p>	検討中	—	令和7年2月19日
R6	保健局	保健企画課	105	意見	35	役員会の決議の大半が書面決議となっている。	<p>理事会及び評議員会の決議の大半が、書面決議による決議となっている。現状では、役員及び評議員で、十分な情報交換と意思決定に関する議論ができていないのか疑問の余地がある。</p> <p>役員及び評議員が集まって役員会等を開催することが望ましい。各人の都合により集まるのが困難であれば、インターネットを活用した会議等での対応も考えられる。当財団の重要な意思決定をする会議体である以上、積極的な意見交換がなされる必要がある。</p>	<p>理事会の開催に当たって、令和7年度から、対面での開催が難しい場合にあっては、ZOOMを活用したweb会議とすることで、会議における活発な議論を促し、その結果を財団経営に活かしていよう取扱いを改めた。</p>	改善済	—	令和7年2月19日
R6	保健局	保健企画課	106	意見	36	年報の作成について、見直すことを検討すべきである。	<p>当財団において、活動状況や統計データを報告する年報冊子を作成している。しかし、年報の作成には時間を要すること、また、活動等の発信方法は他にもあることから、今後のあり方について検討すべきである。</p> <p>利用者にアンケートを取る等により、配布することの効果を検証するとともに、ホームページ等により適時に公表する等情報発信のあり方について検討されたい。</p>	<p>年報については、財団の事業実績や財務状況、組織の概要などを記載しており、公益財団法人として果たしている役割を関係各所等に発信するために必要ではあり、このような内容を発信することから年に1回の発行とせざるを得ない。</p> <p>今後については、財団の活動についてより周知を図るためにも、財団のHPにおいて、実施した事業のトピックごとに記事を掲載することにより、適時に事業の報告をするよう改善を図った。</p>	改善済	—	令和7年2月19日
R6	保健局	保健企画課	107	意見	37	事業補助金交付に関する要綱が整備されていない。	<p>市は、当財団に急病診療所運営補助金及び小児救急医療電話相談補助金を交付しているが、交付の目的、事務手順、補助対象及び交付額の決定方法に関する事項等を明らかとする要綱が整備されておらず、交付に関する透明性が確保できない状況となっている。</p> <p>補助金を交付するためには、所管課において、補助金交付要綱を整備する必要がある。また、補助金要綱に従い、当該補助金の有効性の検証も併せて実施する必要がある。</p>	<p>包括外部監査人の意見を受け、当該年度内に尼崎健康医療財団が実施する休日夜間急病診療確保業務及び小児救急医療電話相談事業に係る補助金の交付要綱を策定し、令和7年度の手続から反映した。</p> <p>補助金の有効性の評価については、これまででも事務事業評価を通じて行ってきたところであるが、日誌等の筆証資料に加え、365日休むことなく診療体制を維持し、及び相談体制を確保することができたという実績からも、補助金の有効性は担保できている。</p>	改善済	—	令和7年2月19日
R6	保健局	保健企画課	108	意見	38	検査事業が実質的に赤字であることに対して、見直す必要がある。	<p>検査事業にかかる委託事業が赤字になっていることは看過できない。</p> <p>事業区分を分けて分析した結果、検査事業が赤字体質になっている状況は看過できないため、早急に赤字原因を究明し収支改善を図る必要があると考える。</p>	<p>当財団設立当時、検査事業は直営で実施していたが、検査技術の進歩に対応した検査を適切に実施するために平成19年度から民間の検査業者に業務のすべてを委託し、検査収益を委託費としている。</p> <p>検査収益を委託費としているのであれば委託事業が赤字に陥ることはないが、検査業者は検査料の集金業務を再委託しており、当財団が支払う委託費にはこの経費も含まれるため、委託事業全体として赤字となっているものである。今後、関係団体等と協議する中で、収支改善に向けた検討を進めていく。</p>	検討中	—	令和7年2月19日

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和7年度の取組内容	措置状況	令和6年度公表文	監査結果報告日
R6	保健局	保健企画課	112	意見	39	多くの健診業務を受託しているが、個々の事業または業務別の収支を把握していない。	財団の継続的な存続のためには、どの事業または業務がどれほど財源確保に貢献しているか、どの事業を見直すかの検討が必要なるが、その検討ができない。 市から受託する健診事業または業務ごとの収支を把握し、今後の対応を検討する必要がある。	市からの事業を受託するに当たり、事業内容や必要な職員体制等について財団内で確認はしているものの、経営に影響する財源確保面での評価は十分にできていない。このため、今後は、業務ごとの収支を適切に把握するとともに、顧問会計士の指導を受けながら会計書類の整備を行いつつ、財団の存続のために有効な事業については拡大・推進する一方、課題のある事業については廃止や転換、縮小を図るなど、柔軟に方針を定め、経営計画や予算に反映していく。	検討中	—	令和7年2月19日
R6	経済環境局	ごみ減量政策担当	129	意見	40	経営計画の内容が十分ではない。	市と協議の上策定した第3次経営計画に基づき、近い将来の解散を視野に事業運営を行っているが、経営計画では、解散前後の対応に関する具体的な検討・反映が十分にはなされていない。具体的な内容が十分でない経営計画の場合、事業の遂行に支障が生じる、また想定外の費用負担等が生じるなど、適切な事業運営が行われないリスクが高くなる。 解散までの期間を対象に、解散後の引継ぎ事項等も含む、具体的な対応・施策、数値目標を設定した経営計画を策定し、実行していく体制の構築が必要である。	財団の解散に向けて、市と職員の処遇等について協議を重ねており、解散後の引継ぎ事項を含め、具体化した内容から順次、適切に進捗管理を行いながら対応を進める。	検討中	—	令和7年2月19日
R6	経済環境局	ごみ減量政策担当	131	意見	41	人件費補助金交付に関する要綱が整備されていない。	市は、当財団に人件費補助金を交付しているが、交付の目的、事務手続手順、補助対象及び交付額の決定方法に関する事項等を明らかとする要綱が整備されておらず、交付に関する透明性が確保できない状況となっている。 補助金を交付するためには、所管課において、補助金交付要綱を整備する必要がある。	人件費補助金の交付に当たっての交付の目的、事務手続手順、補助対象及び交付額の決定方法に関する事項等を明らかとする要綱について、令和7年度中に策定をすることを目指して、調整を行っている。	検討中	—	令和7年2月19日
R6	経済環境局	しごと支援課	138	意見	42	会員が減少している状況にあるため、維持・増加させるための新たな取組が必要である。	高齢者の働き方が多様化していること、民間企業でも高齢者の雇用が維持されるようになってきていることから、会員を確保し、依頼された業務を遂行することが難しくなる。 会員数を増やすことができるよう、就業先や職種の拡大、積極的なPRを継続して行う必要がある。特に、高齢者の次世代を会員として確保することに注力して実施する必要がある。	会員数の確保については、中期計画及び事業計画において重点項目と定め、これまでから取り組んできている。従来は月に一度の入会説明会を本部事務所で行っていたが、令和4年9月から本部・支部事務所で随時受付するよう変更し、いつでも入会手続ができるよう見直した。また、これに並行して、会員による入会者の紹介キャンペーン、女性限定の入会説明会、出張入会説明会、職種限定の入会説明会、未就業会員の相談会の実施など、新たな取組を加えながら会員の確保を進めている。	改善済	—	令和7年2月19日
R6	経済環境局	しごと支援課	139	意見	43	インボイス制度の導入が、当法人の業績に大きな影響を与えることになっている。	インボイス制度の導入により、センターの資金負担が大きくなり、運営に支障をきたす可能性がある。 当法人の上位団体である公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会と、インボイス制度への対応に関する情報共有を積極的に行うとともに、市とも支援のあり方について、十分に協議する必要がある。	団体において、上部団体である公益社団法人兵庫県シルバー人材センター協会や、公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会と連携を取りつつ、対応策を決定し、実施する。 市においては、団体協議を行っているが、財政的な課題があるため、早急な解決は難しいものの、適切な支援のあり方を検討している。	検討中	—	令和7年2月19日

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和7年度の取組内容	措置状況	令和6年度公表文	監査結果報告日
R6	経済環境局	しごと支援課	140	意見	44	中期計画が定量的なものとなっていない。	<p>会員数が減少し、インボイス制度導入により業績維持・改善が困難となる可能性がある。中長期的な損益目標を策定し、行動を統制していかなければ、健全な財務体質の維持できない。</p> <p>会員数の減少、インボイス制度導入による影響を鑑みると、健全な財務体質を維持するために、中長期的な損益、投資、資金計画を策定する必要がある。</p>	<p>会員数の減少は、直ちに大きな影響を及ぼすものではないと考えているが、インボイス制度の導入とシルバー会館への設備投資は、短期的にも損益・資金収支に大きな影響を及ぼす可能性があり、団体においてインボイス制度による影響額は把握できていることから、シルバー会館への今後の設備投資額が把握できれば、損益・資金収支の状況を見積もることができ、健全な財務体質を維持するための手法を検討することができる。</p> <p>このため、中長期的な財務体質を維持するための損益、投資、資金計画については、令和7年度の事業計画に「シルバー会館の施設整備やセンター車両等計画的な改修、更新を行うための状況の把握と財源の検討」を掲げており、建物の建て替え自体は市と協議をしたうえでとなるが、外壁の経年劣化による修繕費等の把握については業者による検証を行っており、建物の維持管理が継続できるよう投資計画の策定に取り組む。</p>	検討中	—	令和7年2月19日
R6	経済環境局	商業観光課	151	意見	45	施設の稼働率が低い状況が継続しており、収支改善が難しい状況となっている。	<p>施設の稼働率が低推移で継続する中、収支改善に向けて貸室以外の収益獲得方法に関する検討を進めているが、収支を大きく改善する状況には至っていない。収支改善のため、多角的な観点から実施可能な施策を検討し、それぞれに収支や利用数等の定量的な目標を設定する必要がある。</p> <p>貸室以外でのあらゆる収益の獲得手段を検討し、それぞれについて定量的な目標を設定する必要がある。</p>	<p>貸室事業については、利用形態の変更や貸室の空情報をホームページで公開するなど利用しやすい環境を整え、売上高5%増を目標とし稼働率向上につなげていく。</p> <p>また、貸室以外の事業についても、事務局業務の受託や宅配便の取次を定量的な目標を設定したうえで収益獲得につなげている。</p>	改善済	—	令和7年2月19日
R6	経済環境局	商業観光課	152	意見	46	具体的な収支等の中期計画がない。	<p>業績、資金繰り及び設備投資等に関する定量的な目標が考慮された中期計画が策定されていないことから、適切な目標管理ができず、団体の向かうべき方向に向けた適切な事業運営が行われないリスクがある。</p> <p>将来に向けた施策を財務数値に置き換えた上で、施策と対応する具体的な数値目標を設定した中期計画を策定し、実行していく体制の構築が必要である。</p>	<p>機構が策定している今回の第7次中期計画については、対象となる期間は令和6年度から令和10年度までであるが、令和8年度の中間年において、社会経済情勢及び尼崎市、兵庫県等の中小企業施策等を鑑み、機構が向かうべき方向に適切な事業運営ができるように見直すこととし、今後、収支構造や費用対効果の分析を行っていく。</p>	検討中	—	令和7年2月19日
R6	経済環境局	商業観光課	153	意見	47	改修計画を策定していない。	<p>現在の施設は建築から長期間経過しており、今後の安定利用に向けて改修の検討が必要な状況にあるが、改修計画が策定されていない。改修計画がない現状では、適切な時期に適切な改修が実施されないリスクがある。</p> <p>施設に係る改修計画を策定し、改修に向けた対応を継続検討する必要がある。</p>	<p>令和4年2月に改定された第1次尼崎市公共施設再編計画において、新たに管理対象とする外郭団体等保有施設として本市公共施設マネジメントの取組対象に位置付けられ、市から団体への積極的な関与のもと、各団体における将来の更新や改修等に備えた積立や施設の適正な管理等を推進していくこととしている。市と機構で協議を行いながら、施設に係る改修について検討していく。</p>	検討中	—	令和7年2月19日
R6	経済環境局	商業観光課	153	意見	48	事業ごとの収支を把握していない。	<p>業績が悪化傾向となっており、収支改善に関する検討を進める必要があるが、その前提となる各事業単位の収支・収益性の把握が十分に行われていない。</p> <p>事業単位の収益性の把握・分析を行い、収支改善のための施策について検討を行う必要がある。</p>	<p>機構において、収益改善の検討を令和8年2月を目途に開始するとともに、これまでは、事業計画策定時や決算時において一つの部署が全体集計を行っており、決算等行う業務が多岐にわたるため、分析作業を行うまでに至っていないが、今後は、各課で集計したデータを共有し、事業単位の収益性の把握・分析を行い、必要な施策について検討していく。</p>	検討中	—	令和7年2月19日

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和7年度の取組内容	措置状況	令和6年度公表文	監査結果報告日
R6	経済環境局	商業観光課	154	意見	49	起業プラザ兵庫尼崎の運営委託料が、令和5年度から約50%削減されている。	<p>起業プラザ兵庫尼崎の委託料について、著しい減額が発生しており、事業としての維持・継続が困難な状況が発生している。</p> <p>兵庫県からの委託事業であり、委託料については兵庫県との協議事項となるが、減額後の当該事業に係る収支状況を把握・分析の上、事業の維持・継続の可否も含めた検討を行い、必要に応じて委託料に係る再協議を行うことが必要である。</p>	<p>「起業プラザひょうご尼崎」と一体運営を行っている「尼崎創業支援オフィスアビーズ」について、市内の産業支援団体に構成するものづくり総合支援拠点である「オープンイノベーションコア尼崎」の実施する支援事業内容等を鑑みて、市において「起業プラザひょうご尼崎」の価値や意義を検討し、運営に係る委託料について条件を整理するとともに、R8年度以降も市から兵庫県に対して継続して再協議及び再考を求めている。</p>	検討中	—	令和7年2月19日
R6	都市整備局	公園計画・21世紀の森担当	159	意見	50	収益事業の拡大に取り組むことを検討すべきである。	<p>公益事業が継続的に赤字となっており、当協会を存続させるためには、業績の回復が重要である。そのためには、収益事業の拡大に積極的に取り組むべきである。</p> <p>令和7年4月より施行される改正公益法人法では、利益獲得に関する規制が緩和されることになる。中長期的な損益目標を設定するとともに、毎年計画と実績その乖離を分析し、具体的対応策を講じながら業績改善に努める必要がある。また、民間事業者の業務を圧迫しない範囲で、収益事業を拡大させることを検討すべきである。</p>	<p>当協会では、経営状況の改善に向け、公益・収益事業双方において実態に見合った請負価格となるよう、受注価格の適正化を進めている。また、収益事業の採算性を検証したうえで、一定の利益率が確保できる事業の拡大も検討しているところである。</p> <p>市としては、中長期的な損益目標の設定を行うよう指導していくとともに、次期中期計画において、計画と実績の乖離を分析し、必要な対応策を講じる仕組みを盛り込むよう協会に働きかけ、業績改善に向けた取組を促していく。</p>	改善済	—	令和7年2月19日
R6	都市整備局	公園計画・21世紀の森担当	160	意見	51	人件費水準を見直し、人材の確保に努めるべきである。	<p>人手不足の中、人件費や物価が高騰している状況にある。有能な人材を確保するためには、環境に応じた人件費水準とすることを検討すべきである。</p> <p>高齢者の働き方の多様化及び人件費高騰等の社会環境の変化を十分に考慮し、人材確保に務めるべきである。</p>	<p>緑化公園協会においては、人材の確保は、事業継続の上で最も重要な課題ととらえており、その考えに基づき令和6年度は同協会の正規職員の給料表を平均2.76%引上げる改定を、また、非正規職員の賃金についても最低賃金の引上げ率を相当上回る改定を実施するなど、給与水準の見直しを行った。</p> <p>このような給与水準の見直しについては、人材確保の点から必要な取組と認識しており、今後も経営バランスとの兼ね合いを見ながら進めていく。</p>	改善済	—	令和7年2月19日
R6	都市整備局	公園計画・21世紀の森担当	161	意見	52	緑化に関する啓発活動の参加者が少ない。	<p>色々な緑化に関する啓発活動を実施しているが、少人数で実施開催されている活動が見受けられる。</p> <p>開催回数よりも内容を見直し、より多くの市民が参加できるようなイベントの開催を実施していくべきと考える。</p>	<p>公園施設内で開催する講習は、収容人数に限界があるため、令和7年度の緑化公園協会の重点課題として、講習会の動画をYoutubeにアップするなどSNSを活用した緑の普及啓発の手法を検討しており、より多くの市民参加を実現させるツールとして活用していきたい。</p>	検討中	—	令和7年2月19日
R6	教育委員会事務局	スポーツ推進課	170	意見	53	公益事業が継続的に赤字となっており、改善すべきである。	<p>公益事業が継続的に赤字計上となっている。公益財団法人は、多額の利益を計上することに制約があるが、当事業団を継続的に存続させるためには、利益の獲得が必要であり、業績改善を積極的に図る必要がある。</p> <p>令和7年4月より施行される改正公益法人法では、利益獲得に関する規制が緩和されることになる。中長期的な損益目標を設定するとともに、毎年度計画と実績その乖離を分析し、具体的対応策を講じながら業績改善に努める必要がある。</p>	<p>事業団において、令和4年度までの公益目的事業の赤字の主な要因は、スポーツクラブ事業の恒常的な赤字によるものであり、既に令和4年度末で当該事業を廃止しており、建物の解体撤去を経て令和7年度以後は、赤字は解消される見込みである。</p> <p>また、昨今の人件費や光熱水費等の物価高騰に対応するべく、令和7年度から自主事業の教室受講料の値上げ等を行い、収益確保に努めている。</p> <p>中長期的な損益目標の設定については検討を行う。</p>	検討中	—	令和7年2月19日

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和7年度の取組内容	措置状況	令和6年度公表文	監査結果報告日
R6	教育委員会事務局	スポーツ推進課	171	意見	54	兵庫県からの指摘により、多額である基金の区分計上の誤りを修正しているが、兵庫県から書面による指摘を入手していない。	過年度の重要な会計処理誤りについては、証拠書類を理事会に提示のうえ、決議を踏むべきであるが、兵庫県からの口頭による指摘のみを理由として重要な会計処理の修正が決議されている。 今後、重要な会計処理の誤りの修正については、証拠書類を入手のうえ理事会に提示し、決議を踏む必要がある。	事業団では、当該指摘を踏まえ、事務処理に係る透明性と客観性を一層高める観点から、今後は、重要な会計処理の修正を行う場合については、証拠書類を入手のうえ、理事会に提示し、決議を踏み取扱いを改める。	改善済	—	令和7年2月19日
R6	教育委員会事務局	スポーツ推進課	179	意見	55	指定管理施設において、利用料金制の導入を検討すべきである。 (中央体育館、社会体育施設5館)	現状、指定管理施設の利用料金は当事業団が収受し、全て市に納付している。現状では、指定管理者である当事業団が努力により利用者を増やしたとしても、当事業団の収入は指定管理料にとどまる。 社会体育施設及び記念公園において、利用料金制を導入することを検討するべきである。	今後とも施設使用率の高止まりの継続が見込まれる中で、維持管理経費が指定管理料を上回っている現状では、仮に利用料金制度を導入しても指定管理者のメリットを見込みにくい状況にある。 今後、施設使用料の大幅な改定等があった場合など、利用料金制度の導入が有効と考えられる状況になった場合には、指定管理者と協議のうえ、利用料金制の導入について検討していく。	見解の相違		令和7年2月19日
R6	都市整備局	公園維持課	179	意見	55	指定管理施設において、利用料金制の導入を検討すべきである。 (記念公園)	現状、指定管理施設の利用料金は当事業団が収受し、全て市に納付している。現状では、指定管理者である当事業団が努力により利用者を増やしたとしても、当事業団の収入は指定管理料にとどまる。 社会体育施設及び記念公園において、利用料金制を導入することを検討するべきである。	使用料収入が施設の管理運営費用を上回る状況であれば、完全利用料金制として施設運営が成り立つと考えるが、記念公園では使用料収入よりも管理運営費用が上回っており、この状況での利用料金制の導入は、指定管理者に魅力的な業務（黒字が見込める施設）でないことから応募が見込まれない。また、既に施設の稼働率も高い水準であること（施設によっては公的な行事が多いことなど）から、利用料金が大幅に増える余地も少ない。さらに、記念公園の各施設は、市として多くの市民が参加する大会等が行えるよう多くの市の主催、共催のイベントを実施しており、主要施設は土日祝日はほぼ埋まっているが、使用料は減免となっている。 以上のことから利用料金制にするメリットは少ないと考える。	見解の相違		令和7年2月19日
R6	教育委員会事務局	スポーツ推進課	181	意見	56	指定管理施設内にあるトレーニングジムの運営を指定管理業務と別のものとして団体に委託する合理性はないと考える。 (記念公園のトレーニングジムの委託)	市は、当事業団が指定管理者となっている施設内にあるトレーニングジムの運営を委託により当事業団に運営させている。トレーニングジムの運営を指定管理業務と別のものとして市から委託することに合理性はなく、指定管理業務の一部とすることで、指定管理者によるノウハウが大いに活用される可能性がある。また、利用料金制を採用することで、より一層指定管理者を動機付けできることとなり、利用者の満足度も向上する可能性がある。 指定管理施設内にあるトレーニングジムの運営についても指定管理業務とするとともに、利用料金制の導入も検討すべきである。	当該事業については、トレーニング指導分野における多様な民間サービスの台頭などから、事業の公益的意義が希薄化している状況を踏まえ、現在、利用者の主体的なトレーニング活動を支えるための施設環境の提供に特化した業務内容への事業転換に取り組んでいるところである。	検討中	—	令和7年2月19日

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和7年度の取組内容	措置状況	令和6年度公表文	監査結果報告日
R6	福祉局	企画管理課	187	意見	57	職員の確保が困難となっており、高齢化が進行している。	<p>職員の雇用が困難となれば、事業を縮小せざるをえなくなり、収益の獲得や法人の存続が困難となる可能性がある。</p> <p>予算の確定をもって翌年度の新卒採用を行うのではなく、中長期的な採用計画を策定すべきである。例えば、職員の減少により採用を開始するのではなく、定年退職人数を勘案しながら毎年採用し続ける等の計画の策定が必要である。また、協議会は、市と一体的あるいは市に代わって、市の政策を推進していく団体であることから、人員確保のための支援の見直しを市に要請することも検討する必要がある。</p>	<p>社会福祉協議会は、令和8年度の退職動向や年度途中の欠員状況をふまえて、令和7年11月採用と令和8年4月採用のための募集を行っている。また、今後の採用方針については、現在、社会福祉協議会において策定中の中期経営計画と併せて検討を進めている。なお、職員の確保のために必要な人件費については、補助事業における間接経費の積算や人事院勧告に伴うペースアップの財源確保等について、市と社会福祉協議会との間で協議を行っていく。</p>	検討中	—	令和7年2月19日
R6	福祉局	高齢介護課	190	意見	58	指定管理施設である老人福祉センターの利用者数が減少している状況にあり、今後のあり方の検討が必要である。	<p>高齢者の地域活動の場であり、居場所としての機能を有してきたが、近年は、70歳くらいまで雇用されている高齢者も多く、また、高齢者の地域との関わりの深度も変化しており、利用者を増やすことは難しい状況である。</p> <p>高齢者の余暇の過ごし方、趣味及び健康維持方法も多様化している。このような社会情勢の変化等に対して老人福祉センターを維持する必要性や今後のあり方について検討していくべきである。</p>	<p>老人福祉センターの利用対象者については、近年の高齢者を取りまく就労事情等から、年齢層は以前よりも高齢になっているが、同時に健康寿命も伸びており、利用者数が必ずしも減少の一途を辿るとは考えておらず、長く尼崎市の高齢者の生きがい促進・介護予防に寄与してきた施設として、今後もそれらの機能を持つ施設は不可欠なものであると考えている。</p> <p>一方で、現在の利用者のニーズや利用実態に応じた機能見直しは必要と考えている。</p> <p>以上を踏まえ、老朽化が著しい3施設の内、2施設(福喜園、千代木園)においては、地区体育館との機能統合を行うこととしたほか、その他1施設(総合老人福祉センター)についても、機能を充実させた上での建替えを予定しており、現行運用を継続する残りの2施設(和楽園、鶴の巣園)も含め今後のあり方についてはすでに検討済みである。</p> <p>引き続き、各施設それぞれに特色を持たせ、施設間を相互連携させることで、魅力ある施設運営を継続していく。</p>	改善済	—	令和7年2月19日
R6	福祉局	高齢介護課	192	意見	59	各指定管理施設が老朽化している。	<p>現状では、法に抵触するような不備ないものの、有事に利用者の安全が図られない恐れがあり、市の監督責任が問われる可能性もある。また、利用者の安全確保のための施設管理に追われて、指定管理の強みを生かすことができない可能性がある。</p> <p>指定管理施設は、相当程度老朽化している。令和7年3月及び令和10年3月で閉鎖予定の施設もあるが、利用者の安全が最優先されるべきものである。市と当協議会で修繕に関して協議し、早急に対応すべきである。</p>	<p>各年度の当初予算においては、指定管理者との事前協議を踏まえ、施設の維持修繕経費(令和7年度においては、1施設当たり600千～1,000千円程度)を計上しており、当該予算を活用する中で、法令に抵触するものや緊急性が認められるもの(例:非常口の標識破損)等、優先順位の高いものから修繕を実施しているところである。</p> <p>加えて、緊急性が認められるものの、当初予算内での修繕が困難なケースが生じた場合にあっては、指定管理者と協議する中で、当該修繕に対する予算を別途確保する等、適切な管理・対応に努めているところである。</p> <p>施設の老朽化が進行する中、法定点検等での指摘事項のすべてへの対応には及んでいないものの、一定程度の維持管理は実施できているものと考えている。</p>	見解の相違	—	令和7年2月19日
R6	福祉局	高齢介護課	196	意見	60	自主事業を積極的に実施するべきである。	<p>当協議会は、継続的に当期一般財産増減額(当期利益)がマイナスとなっている。利益及び資金獲得のため、指定管理者として管理する施設において、積極的に自主事業を展開するべきである。</p> <p>当協議会は、指定管理業務に支障をきたさないように配慮しつつ、より一層積極的に自主事業を展開し、利益及び資金獲得する</p>	<p>市としては、指定管理者が持つ強みを生かした自主事業を多く展開することで、市民福祉の向上に加えて、指定管理者の経営基盤の醸成にも繋げていただきたいと考えている。</p> <p>その中で、指定管理者からの自主事業実施の提案に関しては、管理業務を行うに支障を及ぼすことのない範囲で、かつ施設の設置目的に合致するものは、全ての提案を承認する方針であり、現に令和7年度においても全ての提案を承認した。</p>	見解の相違	—	令和7年2月19日

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和7年度の取組内容	措置状況	令和6年度公表文	監査結果報告日
R6	経済環境局	イノベーション推進担当	200	意見	61	具体的な業績等の中期計画がない。	<p>単年度予算を策定はしているが、具体的な収支等、計数面を反映した中期経営計画が策定されておらず、団体の向かうべき方向に向けた適切な事業運営が行われないリスクがある。</p> <p>当研究所を長期にわたり存続させるためには、中期経営計画は非常に重要な位置づけであると考えられる。事業運営上の目標に対応する施策のみならず、中長期での収支に関する具体的な数値目標を設定した中期計画を策定し、実行していく体制の構築が必要である。</p>	<p>団体において、2023～2027年度を計画期間とする「中期経営計画」を策定し、当該計画に示したゴールイメージと達成するための方策を踏まえて、各年度において、補助金を活用しての機器・装置の導入、国の委託研究事業への応募など、積極的に新たな取り組みを推進しているが、中長期での業績、人員、投資及び資金に関する定量的な目標数値を設定しているわけではなかった。このため、今後においては、周辺企業のニーズの把握や国の委託研究事業完了後における政策的事業の方針・方向性等について、精緻に分析を行ったうえで、2028年度以降を取組期間とする次期計画の策定に向けて定量的な中長期での目標数値の設定を行っていく。</p>	検討中	—	令和7年2月19日
R6	経済環境局	イノベーション推進担当	204	意見	62	ものづくり支援センターに設置されている機器・装置の利用料につき、市内事業者等・市外事業者等の区別をしていない。	<p>市の外部団体である当研究所及び市が所有する機器・装置を利用に供している以上、市民や市内事業者等が他市の利用者より優遇されるような価格設定を行うべきであるが、同一の価格設定になっている。</p> <p>機器・装置の利用料金につき、市内利用者と市外利用者で区別することを検討すべきである。</p>	<p>機器装置の使用料における市内事業者等・市外事業者等の区別については、団体が2023年度に中期経営計画を策定した際、利用料金の見直しも検討内容にあげていたところであるが、一方で、市外事業所からの依頼や相談を受ける中で市内事業所との連携等をアドバイスするといったケースもあり、市内事業所への波及効果を期待する側面もある。このため、こういったことを勘案すると、間口を広げておく対応も必要であり、一概に市内利用者と市街利用者で利用料金に区別を設けることが適切であるとは言いがたい。</p>	見解の相違	—	令和7年2月19日
R6	経済環境局	イノベーション推進担当	204	意見	63	市は、当研究所に無償で機器・装置を貸与しているが、賃借料を収受することを検討すべきである。	<p>市の保有する機器を当研究所が事業の実施に利用し、当研究所が収入を得ているにも関わらず、市が賃料を収受しないことに合理性はない。</p> <p>市は研究所から賃料を収受することを検討すべきである。</p>	<p>ものづくりに関する技術支援にあつては、財団法人としての性格上営利性を求めるものではなく、企業の負担を可能な限り低減しながらものづくり技術の発展を図るという政策目的を有している。こうした政策の推進には、行政の積極的な支援が不可欠であることから、現時点では当研究所から賃料を収受していない。</p>	見解の相違	—	令和7年2月19日
R5	危機管理安全局	生活安全課	47	意見	1	制度の意義の再検証	<p>尼崎市は、「グッと！尼っ子リンリンサポーター認定制度」につき、その制度意義を再検討したうえで、継続実施するか否かを検討すべきである。</p>	<p>令和元年度以降、新規サポーターの申請はなく、制度の必要性も低下してきているため、令和7年3月31日をもって、当該事業を廃止した。事業廃止にともない新たなサポーターの募集は行わず、既存のサポーターについては、希望する団体のみ「まちのリンリン活動」として自転車総合ポータルサイト「尼っ子リンリン」への活動の掲載を行う。</p>	改善不可能	当該制度の近年の認証実績を踏まえ、制度の継続の有無も含めた制度の見直しを検討しているところである。	令和6年2月21日
R5	都市整備局	公園維持課	67	意見	11	公園施設の維持管理の効率化	<p>尼崎市は、予算の配分、人員の配置も含め、公園施設の維持管理の一層の効率化に向けて、公園施設に関する情報をシステム化するための体制を構築することを検討すべきである。</p>	<p>維持管理体制の構築については、本市で導入している通報アプリ(My City Report)を活用し、委託業者への指示及び報告をアプリ上で実施したり、キントーンを活用して効率化をはかったりするなど、DX化に取り組んでいる。</p>	改善済	公園施設維持管理の効率化を図るための維持管理体制の見直し、DX化の推進について検討を進める。	令和6年2月21日

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和7年度の取組内容	措置状況	令和6年度公表文	監査結果報告日
R5	都市整備局	公園計画・21世紀の森担当	91	意見	22	合理的な効果指標の設定	尼崎市は、設定する効果指標について、一層合理的なものとなるように検討すべきである。	他都市の事例を調査する中で、市民の意識や行動の変化、具体的な緑化活動の実績を併せて評価している取組が見受けられた。こうした事例を参考に、本市においても、従来の「認知度」に加え、イベント開催数や参加人数など、市民の意識や行動の変化に着目した指標の整理を模索しているところである。	検討中	緑化事業に関する効果指標について、直接的・数量的に市民意識を測定することは困難なことから、新たな効果指標の設定は容易ではないと考えるが、他自治体の事例等を参考に、より合理的な効果指標について検討する。	令和6年2月21日
R3	資産統括局	財政課	22	意見	1	【意見1】補助金等交付手続に関する基本ルールの策定 尼崎市は、補助金等交付規則など、補助金等交付手続に関する基本方針を定めたルールを策定すべきである。	補助金交付手続の基本的ルールを定めることが必要である。 具体的には、①用語の定義のほか、②交付申請書への必要記載事項③申請書への添付書類④補助金等の交付決定手続（申請の取り下げや決定の取消し手続も含む）⑤補助事業等の実施（実績報告を含む）⑥交付決定を受けた者の交付請求手続（交付時期を含む）等についての基本的ルールを定めることが望ましい。	令和8年1月に、補助金交付手続の基本的ルール（左記指摘内容①から⑥までを含む。）を定めた「補助金ガイドライン」を策定し、全庁に発出した。	改善済	補助金の基本ルールの策定などを行う所管課については、他都市の体制を勘案するとともに、市全体の予算管理や地方財務に精通する部署が一体的に進めていくことで事務執行の適正、効率化に資すると考えられることから、担当部署を財政課にすることを令和5年3月に決定した。 令和6年8月には、財政課において、交付要綱の作成に当たってのガイドラインの素案を作成し全庁に意見調整を始めるなど、全庁的なルール作りを進めている。	令和4年2月24日
R3	資産統括局	財政課	22	意見	2	【意見2】交付要綱作成にあたってのガイドラインの策定 尼崎市は、補助金等に係る交付要綱作成のガイドラインを策定すべきである。	現行の交付要綱の中には、補助対象経費や補助率等が明確に定められていないものも多くみられるところ、交付要綱作成のガイドラインにおいて、作成にあたり原則として守るべき事項を可能な限り明確に定めることにより、交付要綱に不備が生じることを避けるとともに、業務の効率化も図られる。	令和8年1月に策定した「補助金ガイドライン」において、交付要綱作成に当たり、原則として守るべき事項を可能な限り明確に定めるとともに、「補助金交付要綱のひな型」も記載した。	改善済	補助金の基本ルールの策定などを行う所管課については、他都市の体制を勘案するとともに、市全体の予算管理や地方財務に精通する部署が一体的に進めていくことで事務執行の適正、効率化に資すると考えられることから、担当部署を財政課にすることを令和5年3月に決定した。 令和6年8月には、財政課において、交付要綱の作成に当たってのガイドラインの素案を作成し全庁に意見調整を始めるなど、全庁的なルール作りを進めている。	令和4年2月24日

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和7年度の取組内容	措置状況	令和6年度公表文	監査結果報告日
R3	資産統括局	財政課	23	意見	3	<p>【意見3】補助金等の交付事務一般に関する実質的な指針の策定</p> <p>尼崎市は、補助金等交付手続に関する基本ルール（補助金等交付規則など）、交付要綱作成のガイドラインの策定に加え、さらに、補助金等の事務執行一般についての実質的な指針を策定することが望ましい。</p> <p>また、当該指針においては、①補助効果測定のための指標を確立する際にあたっての基本的な考え方、②適切な補助効果測定のために実績報告時に要求すべき添付書類を設定するにあたっての基本的な考え方、③補助金等交付先の財務状況を確認する際の基本方針、④補助金等の適切な終期を判断するにあたっての基本的な考え方について、可能な限り具体的に定めるべきである。</p>	<p>交付要綱作成にあたってのガイドラインが策定されることにより、①当該補助金等の趣旨・目的（公益目的）が過不足なく記載されるとともに、②交付手続に関する基本ルールに則った補助金の交付手続（申請から決定、交付、実績報告に至るまで）が記載されることは重要であるが、あくまでも交付要綱においては交付手続の基本的事項が記載されるにすぎないので、事務執行の適正の観点からは、必ずしも十分ではない。</p> <p>実際の補助金等の交付事務において、公益目的達成の手段としての有効性・効率性、交付手続の公平性・平等性が実現されるためには、より実質的かつ具体的な指針を定めることが望ましい。</p> <p>当該補助金によって、所定の公益目的が効果的、効率的に実現されたかどうかを判断する指標については、様々な考え方が成り立ちうることであり、尼崎市では、各事業について年度毎に作成される「事務事業シート」において、当該事業・補助金についての成果が示されているものの、単純な数値の増減など形式的な指標となっているものも多く、公益目的達成のために真に有効かつ効率的に当該補助金が貢献したかという観点に基づいた指針・考え方が示されることが有益である。</p>	<p>令和8年1月に策定した「補助金ガイドライン」にあわせ、公益目的達成のために真に有効かつ効率的に当該補助金が貢献したかという観点に基づいたチェックを行うための「補助金チェックシート」のひな型を作成した。今後については、各補助金の担当部署に対し、当該チェックシートを毎年度作成し、補助金交付の妥当性を検証することを予定している。</p>	改善済	<p>補助金の基本ルールの策定などを行う所管課については、他都市の体制を勘案するとともに、市全体の予算管理や地方財務に精通する部署が一体的に進めていくことで事務執行の適正、効率化に資すると考えられることから、担当部署を財政課にすることを令和5年3月に決定した。令和6年8月には、財政課において、交付要綱の作成に当たってのガイドラインの素案を作成し全庁に意見調整を始めるなど、全庁的なルール作りを進めている。</p>	令和4年2月24日
R3	資産統括局	財政課	24	意見	4	<p>【意見4】交付要綱作成の徹底</p> <p>尼崎市は、全ての補助金について交付要綱を策定することが望ましい。</p>	<p>本報告書において結果・意見の対象となった補助金の中には、交付要綱が作成されていないものが散見され、最終的に結果・意見の対象とならなかった補助金の中にも交付要綱が作成されていないものが存在する。</p> <p>これらの補助金は、特定の補助事業者を対象としたものが多く、申請者の一律・平等な取扱いの要請がないことや、事業の目的が明確であるなど、特に補助金交付手続に関する基本ルールが定められれば、他の補助金と比較して、交付要綱を作成する必要性が少ないこともたしかである。</p> <p>しかし、各補助金について個別に交付要綱が定められることは、当該補助金の趣旨・目的を明確にし、補助金受給の要件・条件に違反があった場合のルールを明らかにするという観点からも、また、市民目線からの監視にさらすことで補助金交付事務の適正を担保するという観点からも有用である。</p> <p>特に長期間にわたって、特定の補助事業者に対して交付が継続しているものについては、その趣旨や目的の吟味が疎か、曖昧になるおそれも生じることから、たとえ特定の補助事業者を対象とする補助金であっても、交付要綱を作成することが望ましい。</p>	<p>本市においては、補助金の交付に当たって、受給者である市民にとって影響が大きいものについては、手続の公正性や適正さを担保するために、交付要綱を作成して運用することを原則とするが、そのような影響がないものについては、交付手続について要綱という形式を採用せず、交付に係る意思決定をする決裁書に、その必要性や妥当性について吟味した内容を記載の上、執行する取扱いをしていくことを基本的な枠組みとしてとらえており、その枠組みを統一的なルールとして運用していくために、令和8年1月に「補助金ガイドライン」を策定し、庁内周知を行った。</p>	見解の相違	<p>補助金の基本ルールの策定などを行う所管課については、他都市の体制を勘案するとともに、市全体の予算管理や地方財務に精通する部署が一体的に進めていくことで事務執行の適正、効率化に資すると考えられることから、担当部署を財政課にすることを令和5年3月に決定した。令和6年8月には、財政課において、交付要綱の作成に当たってのガイドラインの素案を作成し全庁に意見調整を始めるなど、全庁的なルール作りを進めている。</p>	令和4年2月24日

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和7年度の取組内容	措置状況	令和6年度公表文	監査結果報告日
R3	資産統括局	財政課	25	意見	5	<p>【意見5】交付要綱の市ウェブサイトへの掲載の徹底</p> <p>尼崎市は、交付要綱を作成している補助金等について、交付要綱を市のウェブサイトにおいて公表すべきである。</p>	<p>インターネットが広く普及するに至った現在の社会状況のもとで、各補助金等の内容、交付手続について、ウェブサイトを通じて市民に公表することは、極めて重要である。</p> <p>もちろん、当該事業について資金面の援助を受けたいと考える者が、補助金等の存在自体を知る端緒として、交付要綱自体に直接アクセスすることは必ずしも多くなく、多くは市のウェブサイト上に掲載されている補助金等の概要についての案内や、市への電話等での問合せがきっかけになっていると思われる。</p> <p>しかし、そのような場合でも、実際に当該補助金等の交付申請を行うかどうかを判断するにあたっては、申請時の資格要件や具体的な交付時期が当該事業のスケジュールに合致したものであるかなど、具体的な手続の確認は不可欠であることから、自ら交付要綱にアクセスできる環境を整えることが重要である。</p> <p>一方、交付対象者が特定の補助事業者であり、数年以上にわたって存続している補助金については、必ずしも当該事業者への機会付与、公平の要請は妥当しないが、交付要綱の市民への公開は、主権者たる市民に対し、どのような趣旨・目的をもった補助金が存在し、どのような要件・手続を経て当該補助事業者が補助金の交付を受けるのかについて明らかにすることで、市民の「知る権利」を充足し、市民によるチェックの機会を与えるという重要な役割を果たしていることから、交付要綱の公開を行うべきである。</p>	<p>令和8年1月に策定した「補助金ガイドライン」において、原則として、市のホームページへ各補助金に係る補助金交付要綱を掲載することを定めた。</p>	改善済	<p>補助金の基本ルールの策定などを行う所管課については、他都市の体制を勘案するとともに、市全体の予算管理や地方財務に精通する部署が一体的に進めていくことで事務執行の適正、効率化に資すると考えられることから、担当部署を財政課にすることを令和5年3月に決定した。</p> <p>令和6年8月には、財政課において、交付要綱の作成に当たってのガイドラインの素案を作成し全庁に意見調整を始めるなど、全庁的なルール作りを進めている。</p>	令和4年2月24日
R3	福祉局	高齢介護課	102	意見	50	<p>老人クラブ活動等社会活動促進事業運営助成金</p> <p>【意見50】団体数及び加入率増加に向けた取り組み</p> <p>尼崎市は、老人クラブ数及び加入率を増加させる取り組みを推進されたい。</p>	<p>団体数及び加入率が減少傾向にある要因について虚心坦懐に多角的な視点で検証し、制度の修正も含めて取組を推進されたい。</p>	<p>令和7年11月に老人福祉センター利用者のうち、老人クラブ非加入者へ非加入理由のアンケート調査の実施を行った。</p> <p>当該調査結果を参酌し、引き続き団体数及び加入率の減少要因を検証していく。</p> <p>また、県においては、クラブ側の意向も踏まえた補助支援対象の拡充がR8年度以降図られる見込みとなっていることから当該県の動きにも合わせた取組の検討を進めて行くことが必要と考える。</p>	検討中	<p>団体数減少については、役員の後継者不足が主な要因となっており、また、加入率の減少については、前期高齢者(65～74歳)の就業率の高まりなど、生活スタイルの変化による影響が大きいと考えられる。</p> <p>一方で、地域を基盤とし、高齢者相互の支え合いや友愛活動、地域貢献活動に取り組んでいる老人クラブの存在は重要であり、国や県と一体となった補助事業の継続は必要と認識している。</p> <p>県補助においては、近年、助成対象の拡充等が図られており、本市としても、それらと足並みをそろえるなかで、老人クラブの支援等の取組を進めているところであるが、次年度は、これまでとは別の視点(例：制度の見直しや、補助要件の見直し等)での改善も含め、他市や、県とも意見交換を行って行く考えである。</p>	令和4年2月24日

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和7年度の取組内容	措置状況	令和6年度公表文	監査結果報告日
R3	福祉局	障害福祉政策担当	107	意見	53	<p>重症心身障害者通園事業体制維持補助金 【意見53】補助対象事業者の見直し</p> <p>尼崎市は、旧障害児通園事業を実施していた兵庫県内の生活介護事業者を補助対象事業者の条件としている点について、見直された。</p>	<p>要綱第2条で、補助の対象となる事業者として、旧障害児通園事業を実施していたことが条件とされているため、新規に交付先となる法人が生じる可能性は極めて低く、補助対象事業者は、事実上、現在交付を受けている1法人に限定されることになる。</p> <p>国の事業の廃止により、国の事業を利用していた事業者が看護職員の加配ができなくなるにより、当該事業所を利用していた重症心身障害者が急激な環境変化を受けまいよう、本補助金が設けられたというのであれば、既に国の事業廃止から10年、本補助金の設置から5年を経過しようとしていることも踏まえ、急激な環境変化を避ける対策をとって（例えば、今後5年、10年といった年数をかけて）補助を縮小していくことも考えられる。</p> <p>一方で、一般的に重度心身障害者が通所する生活介護事業所において、重度心身障害者の社会参加等の増進のために、看護職員の雇用を促進させる必要があるというのであれば、旧障害児通園事業を実施していたことを対象補助事業者の条件とする必要はなく、門戸を広げるべきである。</p> <p>いずれにしても、現在、本補助金の交付を受けている事業者が1法人で、今後新規に交付先となる事業者が現れることもないという状況であるのならば、同様に重度心身障害者が通所する生活介護事業所を運営する事業者との公平が保たれないと考えることから、補助対象事業者の見直しを求めるものである。</p>	<p>当該制度は、国の補助事業（重症心身障害児（者）通園事業）を実施していた施設が、平成24年度の法制度の改正によって当時の看護師配置に相当する報酬算定が受けられなくなり、18歳以上の重症心身障害者に対する通所サービスの継続（看護師配置の維持）が困難となったことを受けて、当該施設の利用者がいる複数の自治体により創設した制度であるため、利用者への影響が生じないよう継続性が求められている。また、国においては全国的に障害者の重度化・高齢化が進む中、平成24年の制度改正以降も通所サービス（生活介護）に係る報酬算定において、看護師の配置加算の拡充を段階的に行うなど、重症心身障害者の日中活動の場の確保に努めているところである。このような動きもある中、直ちに現在の補助対象事業者に対して補助を見直す（廃止）ことは現実的ではないため、市内（本市の利用者が通所可能な隣接市を含む。）の生活介護事業所における看護師の配置（加算の取得）状況等も勘案しながら、引き続き、当該補助制度の見直しについて慎重に検討を進めていく。</p>	検討中	<p>当該制度は、国の補助事業（重症心身障害児（者）通園事業）を実施していた施設が、平成24年度の法制度の改正によって当時の看護師配置に相当する報酬算定が受けられなくなり、18歳以上の重症心身障害者に対する通所サービスの継続（看護師配置の維持）が困難となったことを受けて、当該施設の利用者がいる複数の自治体により創設した制度であるため、利用者への影響が生じないよう継続性が求められている。また、国においては全国的に障害者の重度化・高齢化が進む中、平成24年の制度改正以降も通所サービス（生活介護）に係る報酬算定において、看護師の配置加算の拡充を段階的に行うなど、重症心身障害者の日中活動の場の確保に取り組んでいるところである。このような動きもある中、直ちに現在の補助対象事業者に対して補助を見直す（廃止）ことは現実的ではないため、市内（本市の利用者が通所可能な隣接市を含む。）の生活介護事業所における看護師の配置（加算の取得）状況等も勘案しながら、引き続き、当該補助制度の見直しについて慎重に検討を進めていく。</p>	令和4年2月24日
R3	福祉局	障害福祉課	111	意見	55	<p>障害者小規模作業所運営費等補助金 【意見55】補助金の必要性のチェック</p> <p>尼崎市は、地域活動支援センター事業補助金と目的が重複しているため、補助継続の必要性について検討された。</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（いわゆる、障害者総合支援法）第5条第27項に規定される地域活動支援センターに対しても、「尼崎市地域活動支援センター事業補助要綱」に基づき補助金の交付がなされており、尼崎市地域活動支援センター事業補助と本補助金により補助される作業所の設置目的は、近似するものといえる。</p> <p>ところで、地域活動支援センターとして補助を受けるためには、法人格を有する必要があるし、利用人員についても形態に応じて10名以上ないしは20名以上である必要がある。また、地域活動支援センターでは、指導員の人数や指導員のうち、固定数を常勤とすることを要件とされている等、本補助金の対象となる作業所の設置よりも、より安定的なサービスを提供しやすいといえ、利用者である障害者の利便により資するものと推測されるし、補助金における効率はより高いものと考えられる。</p> <p>一方で、本補助金の交付を受けている5施設のうち、4施設は、補助金交付基準の最低限度である利用人員5名であることに鑑みると、本補助金の存在が、本市にとってより効率が低い地域活動支援センターへの移行を妨げているのではないかと考えるところである。</p> <p>そこで、支出する補助金のうち、特に本市独自の補助を継続するかについて、改めて検討するとともに、仮に、小規模作業所に、地域活動支援センターとは異なる存在目的を見いだすとしても、交付要件については、より厳格なものとすることを検討すべきではないかと考えるものである。</p>	<p>兵庫県は、令和4年度から3年間の経過措置期間（段階的に県補助額を1/4ずつ減額）を経て、令和7年度に小規模作業所への補助金が廃止されることとなり、本市においても県の見直しにあわせ、令和7年度に補助金を廃止するが、経過措置期間中は段階的に減額される県補助負担分を市が補填する支援策を行ってきた。こういった中で、令和6年度に活動していた小規模作業所は1か所となっており、当該事業所についても令和7年3月末をもって地域活動支援センターと合併し、小規模作業所はすべて法内施設への移行が完了したため、予定通り令和6年度をもって同補助金は廃止した。</p>	改善不可能	<p>兵庫県は、令和4年度から3年間の経過措置期間（段階的に県補助額を1/4ずつ減額）を経て、令和7年度に小規模作業所への補助金が廃止されることとなり、本市においても県の見直しにあわせ、令和7年度に補助金を廃止するが、経過措置期間中は段階的に減額される県補助負担分を市が補填する支援策を行っている。地域活動支援センターへの移行等が進んだことにより、現在、小規模作業所は1か所となっており、当該事業所についても地域活動支援センターへ移行予定である。令和6年度をもって県補助金が完全に廃止となるため、円滑な移行に向け、引き続き事業者等との協議・調整を進めていく。</p>	令和4年2月24日

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和7年度の取組内容	措置状況	令和6年度公表文	監査結果報告日
R3	こども青少年局	保育管理課	130	意見	65	<p>尼崎市法人保育園施設整備事業補助金 【意見65】選考過程の公開</p> <p>尼崎市は、法人保育園施設整備事業選考会議における選考の経過について、支障のない範囲で広く市民に公開することが望ましい。</p>	<p>本補助金は、建物の増改築や大規模改修を伴うものであることから、金額も多額に上るところ、いかなる選考基準で、いかなるプロセスに基づき整備事業が決定されたのかは、納税者である市民に広く公開されるべきである。</p>	<p>本件補助金については、市ホームページにおいて、令和6年3月から整備事業に係る補助金の支給実績を、令和7年3月から選考基準等の概要の掲載を開始し、令和7年度からは選定経過の概要も掲載することとした。</p>	改善済	<p>令和6年3月から市ホームページにて整備事業に係る補助金の支給実績の公開を開始した。また、選考基準についても、法人の運営に支障のない範囲で、令和7年3月から市ホームページにて公開を開始する。</p>	令和4年2月24日
R3	教育委員会事務局	スポーツ推進課	168	意見	91	<p>尼崎市体育協会補助金 【意見91】利益相反のおそれ（事務局体制）</p> <p>尼崎市は、補助金交付申請を行う体育協会の事務局職員と、実質的な補助金交付決定者が同一人となっていることで、本補助金について実質的に審査機能が働かない状況が生じているため、ほぼ市のスポーツ推進課職員のみで構成されている体育協会の事務局体制を市の外部者に変更すべきである。</p>	<p>本補助金の交付手続の窓口は市のスポーツ推進課が担当しており、体育協会の事務局5名の事務局のうち、4名を市の職員が担い、そのうち3名がスポーツ推進課の所属、もう1名が管轄部の部長という状況にある。</p> <p>このような状況では、補助金交付申請手続を実際に行う事務局職員と市の補助金交付決定者が実質的には同一人となっているといわざるを得ず、本補助金について実質的に審査機能が働かない、いわゆる「お手盛り」の防止が困難な状況となっている。</p> <p>よって、体育協会の事務局体制を市の外部者に変更し、補助金の交付事務において適正なチェック機能を働かせる必要がある。</p> <p>なお、体育協会の事務局は、地方公務員の職務ではないため、市の職員が体育協会の業務を行う場合は職務免除の手続を行う必要があると考えられるが、職務免除の手続はとられていないとのことである。</p> <p>さらに、体育協会の事務局設置場所は、教育委員会事務局内にあるが、目的外使用許可申請は行っていないとのことであるので、使用実態を再度検証したうえで、目的外使用許可の申請について検討する必要がある。</p>	<p>尼崎市体育協会は、市と協働して事業を実施するなど本市のスポーツ振興全般に深く関わっているため、当該協会の事務局業務は公共性・公益性が高く、また、当該協会の業務と市の業務との区別を明確にすることは困難であることから、これ単独でなく、本市スポーツ施策全体の視点で検証を行う必要があり、今後も引き続き、関係各所とも協議しながら現状の検証及び対応について検討を進めていく。</p> <p>令和7年度は、現在進めている地域クラブ活動の推進など、スポーツ施策上大きな取組が本格化していくところであり、こうした事業における同団体の役割なども踏まえて、引き続き検討を行う。</p>	検討中	<p>尼崎市体育協会は、市と協働して事業を実施するなど本市のスポーツ振興全般に深く関わっているため、当該協会の事務局業務は公共性・公益性が高く、また、当該協会の業務と市の業務との区別を明確にすることは困難であることから、これ単独でなく、本市スポーツ施策全体の視点で検証を行う必要があり、今後も引き続き、関係各所とも協議しながら現状の検証及び対応について検討を進めていく。</p>	令和4年2月24日

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和7年度の取組内容	措置状況	令和6年度公表文	監査結果報告日
R3	こども青少年局	保育管理課	175	意見	95	<p>幼稚園型一時預かり事業補助金 【意見95】補助金の適正使用（実地調査の検討）</p> <p>尼崎市は、幼稚園型一時預かり事業を実施する私立幼稚園及び認定こども園に対して、実績報告書の信憑性を確保するとともに、不正受給に対する抑止力を高める観点から、実地調査を実施することが望ましい。</p>	<p>現状において、実績報告時に提出を求めている、「一時預かり実施状況報告書」等の書類は、事実上は幼稚園等の自己申告であり、その信憑性が十分担保されているとは認められないことから、不正受給に対する抑止力を高めるという観点からも、実地調査を実施することが望ましい。</p>	<p>幼稚園型一時預かり事業も含め、施設型給付費の確認監査の実施に向けて、その監査手法や実施体制などの点について継続して検討を行っているところである。</p>	検討中	<p>幼稚園型一時預かり事業も含め、施設型給付費の確認監査の実施に向けて、その監査手法や実施体制などの点について前年度から継続して検討を行っているところである。</p>	令和4年2月24日
R2	都市整備局	道路維持担当	114	意見	19	<p>【阪神尼崎駅前駐車場】</p> <p>阪神尼崎駅前駐車場は老朽化が進行しているが、中長期にわたる大規模改修・更新計画が策定されていない。</p>	<p>阪神尼崎駅前駐車場は、利用台数は安定している状況であるが、施設の老朽化が進行している状況となっている。</p> <p>しかしながら、今後の施設のあり方が決定されておらず、施設長寿命化及び費用負担の平準化の観点からの中長期にわたる大規模改修・更新計画が策定されていない。</p> <p>大規模改修等は一時に多額の資金支出となることから、財政状況にあたる影響は多大なものとなる。費用負担の平準化の観点から、中長期にわたる大規模改修・更新計画を策定し、計画的に改修・更新を進める必要がある。</p>	<p>令和6年度に老朽化調査及び修繕計画策定業務を実施し、長寿命化修繕計画に係る基礎資料は作成した。R8年度からの修繕に関する予算要求に向けて関係課と協議を行ったうえで、長寿命化修繕計画を策定する。</p>	検討中	<p>公共施設マネジメント計画において、施設の老朽化等の情報を基に施設評価を行っていくこととしているが、阪神尼崎駅前駐車場については、詳細な老朽化調査が実施されておらず施設評価が行えないことから、令和6年度に老朽化調査及び修繕修繕計画を策定し、今後の維持管理にかかる費用の算出の実施を予定。</p> <p>令和6年度の成果を基に公共施設マネジメント計画に沿って、今後の施設の方向性を検討していく。</p>	令和3年2月22日
R2	都市整備局	道路整備担当	123	意見	23	<p>【駅前駐輪場】</p> <p>自転車等駐輪場は老朽化が進行しているが、中長期にわたる大規模改修・更新計画が策定されていない。</p>	<p>自転車等駐輪場（一部）は、利用台数が低迷している状況にあり、また施設の老朽化が進行している状況となっている。</p> <p>しかしながら、今後の施設のあり方が決定されておらず、施設長寿命化及び費用負担の平準化の観点からの中長期にわたる大規模改修・更新計画が策定されていない。</p> <p>大規模改修等は一時に多額の資金支出となることから、財政状況にあたる影響は多大なものとなる。費用負担の平準化の観点から、中長期にわたる大規模改修・更新計画を策定し、計画的に改修・更新を進める必要がある。</p>	<p>自転車駐輪場については、将来的な人口減少に伴う自転車保有台数の減少、加えて施設の老朽化や新たな市民ニーズに対応するため、持続可能な施設のあり方を取りまとめる必要があることから「（仮称）尼崎市自転車駐輪場の方針」策定に向けた取組を進めている。</p> <p>今年度は、自転車駐輪場周辺を含めた現地調査、他都市事例の調査、駅周辺まちづくりの方針や施設の予防保全を踏まえ、効率的な運用方針などについて検討を実施する。</p> <p>なお、方針策定については市営駐輪場の管理運営手法と合わせて検討する必要があることから、現行の指定管理契約の更新時期である令和11年度末を見据え、令和9年度中の策定に向けて取り組むこととする（老朽化が著しい阪急塚口駅南（東側）自転車駐輪場を除く。）。</p>	検討中	<p>市内自転車駐輪場については、人口減少が見込まれる状況の中、自転車保有台数の減少も考えられることから、本市の自転車駐輪場の全体的な方針や今後のあり方検討を行う必要があるとともに、施設の長寿命化計画の策定も検討する必要がある。</p> <p>そこで、令和6年3月に策定した「尼崎市総合交通計画」に基づきシェアサイクル・レンタサイクルの促進などの自転車まちづくりの方針や、「尼崎市公共施設マネジメント基本方針」に基づき施設の統廃合、予防保全、効率的な運用方針を含め、今後のあり方を取りまとめた「（仮称）尼崎市自転車駐輪場の方針」の検討を進めている。</p> <p>また、施設の長寿命化計画については、当方針を踏まえて耐用年数及び設置年月日、施設の老朽化度合などから点数付けを行い、計画的な改修を図るための検討を進める予定としている。</p>	令和3年2月22日

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和7年度の取組内容	措置状況	令和6年度公表文	監査結果報告日
R2	都市整備局	河港課	127	意見	25	【水路】 市内水路は老朽化が進行しているが、中長期にわたる大規模改修・更新計画が策定されていない。	市内指定水路は、施設の老朽化が進行している状況となっている。現状の改善や水路の可否を検討するために調査を、現在すすめているところであり、長寿命化及び費用負担の平準化の観点からの中長期にわたる大規模改修・更新計画が策定されていない。 指定水路の改修等は一時に多額の資金支出となる可能性があることから、財政状況に与える影響は多大なものとなる。指定水路の調査結果を見極め、費用負担の平準化の観点から、中長期にわたる大規模改修・更新計画を策定し、計画的に改修・更新を進める必要がある。	令和7年度中に、市内全域の水路の機能分類による存廃と整備の方針を決定したうえで、水路網再編計画を策定する予定である。	検討中	各水路の存廃を含む方針について、市域を4つのエリア（南西部、南東部、北東部、北西部）に分割し、これまで検討を進めてきており、北西部以外の方針まで概ね確定させている。残る北西部の検討を進めていき、最終的に残存させることとした水路については、計画的な改修・更新を行うための計画を含め、水路網再編計画を策定する予定である。	令和3年2月22日
R2	都市整備局	河港課	128	意見	26	【水路】 不法占拠の解消を推進されたい。	不法占拠への対応として、占拠物件の老朽化による建替え時に対応するような消極的な対応しかできない状況となっている。 他の市民との公平を図るとともに適切な財産管理を図るため、不法占拠の解消を推進する必要があると考える。不法占拠の解消を進めるために、継続的な不法占拠解消に向けた取組とともに、今後の不法占拠の増加防止に向けた取組を続けられたい。	継続的な不法占拠解消に向けた取組としては、対象となる不法占拠部分の一部が開発等により解消されたため、残部の地権者と協議を行い、是正を促すよう取り組んでいく。 また、今後の不法占拠の増加防止に向けた取組としては、建築時において建築主に求めている事前協議の際に、事前審査を徹底することによって不法占有物件の発生を防ぐように取組を進めている。	検討中	令和5年度において、大庄北2丁目一部の地権者と、令和5年1月30日に境界を遵守することを協議した。引き続き、地権者と協議し、是正できるよう取組む。	令和3年2月22日
R2	都市整備局	公園維持課	135	意見	28	【フィールド公園等】 施設運営者の選定には、広く民間ノウハウの活用をし、施設の維持管理コストの低減を図るため、公募により運営事業者を決定することが望ましい。	公園運営のノウハウを持つ事業者は他にも存在すると考えられ、特定の者に随意契約により公園運営を委託することに合理性はないことから、公募により公園運営事業者を決定することが望ましいが、現在は非公募による随意契約での締結となっている。 民間ノウハウを活用し、利用者の満足を図ること・管理コストの削減を図るため、施設運営については、公募による指定管理者制度の導入もしくはプロポーザルにより運営事業者を決定することが望ましい。	令和7年度の都市整備局の重点課題として、緑化公園協会とのパートナー関係の強化に向けた取組を掲げており、フィールド公園の委託に関する方針決裁の作成に向けて検討を行っている。	検討中	フィールド公園等に係る施設運営者の選定について、業務の使用の範囲や内容の検証を行っており、現在の運営者である公益財団法人尼崎緑化公園協会との関係性も含め、あるべき姿を検討しているところである。	令和3年2月22日

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和7年度の取組内容	措置状況	令和6年度公表文	監査結果報告日
R2	教育委員会事務局(都市整備局)	スポーツ推進課(公園維持課)	143	意見	30	【記念公園】 記念公園の指定管理者の選定には、広く民間ノウハウを活用し、施設の維持管理コストの低減を図るため、公募により運営事業者を決定することが望ましい。	<p>体育館施設等運営のノウハウを持つ事業者は他にも存在すると考えられ、特定の者に随意契約により公園運営を委託することに合理性はないことから、公募により記念公園の指定管理者を決定すべきところが、非公募により選定されている。</p> <p>民間ノウハウを活用し、利用者の満足を図ること・財産管理コストの削減を図るため、施設運営については、公募による指定管理者制度の導入もしくはプロポーザルによる運営委託方式により運営事業者を決定することが望ましい。</p>	<p>指定管理者の選定方法については、総務省通知（総経第38号 平成22年12月28日「指定管理者制度の運用について」）において「指定管理者の指定の申請にあたっては（中略）各地方公共団体において施設の態様等に応じて適切に選定を行うこと」とされており、指定管理者の選定方法は、一律の考え方にとらわれるのではなく、各地方自治体に委ねられているものと認識している。</p> <p>現在、スポーツ振興事業団は、本市との緊密な連携の下に、市と一体となって本市スポーツ施策を進めるパートナーである。特に、現在進めている中学校部活動の地域展開の取組は、事業団なしには進めることが不可能であるなど、本市施策の推進上、必要不可欠な役割を担っている。</p> <p>指定管理者の選定方法それぞれにメリットがあることは認識しているが、仮に公募により新たな民間事業者が指定管理者となった場合は、団体の経営基盤が弱体化のみならず、本市のスポーツ施策全体の効果的な推進を図れなくなることが危惧される。</p> <p>また、公募した場合でも指定管理者の固定化が起きないとは言えず、公募化が必ずしも市民サービスの向上につながるものではないと考える。</p> <p>こうしたことから、本市の社会体育施設の指定管理者は、引き続きスポーツ振興事業団を非公募で選定することが適当であると考えている。</p>	検討中	<p>少子高齢化の進行やコロナ禍を経る中、行政のスポーツ施策に対しては、健康づくりや介護予防といったより公益性の高い取組への社会的要請が高まっている。今後スポーツ施策の一層の充実を図り、市民サービスを向上させていくためには、こうした事業の充実や、施設の効用の向上が必要である。</p> <p>一方で、これらの事業は、市との強力なパートナーシップの下、地域や学校をはじめとする多様な主体との調整や、高度な企画力、十分な実行力が求められるのであり、市の効果的・効率的に推進できるのはスポーツ振興事業団を置いて他にない。</p> <p>一方、施設の効用の向上を図るに当たっては、競争原理を活用することも一つの手段であるが、今後スポーツ施策の更なる充実を図っていくに当たっては、事業実施と施設の維持管理を一体的に行うことが有効であると考え。他都市においては、これらを切り離し施設維持管理を公募したことにより、新たな事業展開が図りにくくなっている事例も見られた。</p> <p>これらのことから、今後も引き続きスポーツ振興事業団を非公募で選定し、市と一体となって、効果的なスポーツ施策の推進を図っていく。</p>	令和3年2月22日
R2	都市整備局	公園維持課	144	意見	31	【記念公園、有料公園、魚釣り施設】 広く民間事業者のノウハウを活用するため、指定管理者選定の応募において、多くの事業者を募れるよう業務や制度の見直しを継続的に行うことが望ましい。	<p>指定管理者制度は、広く民間ノウハウを活用し、住民サービスの向上や施設管理コストの削減を図ることを目的として採用されるものであるが、指定管理者の公募における応募者が少ない状況になっている。</p> <p>広く民間事業者からの募集を図るため、業務範囲を見直すことや、指定管理者の努力により収入が増加し、その成果が指定管理者に還元される仕組み（利用料金制）を採用する等により、指定管理者にとって魅力的なものとなるよう、業務や制度の見直しを継続的に行うことが望ましい。</p>	<p>有料公園については、令和7年3月1日にリニューアルオープンされた小田南公園を除き、再整備予定がなく、指定管理業務の範囲に変更もないことから、応募者にとって魅力的な制度とする素材に乏しい状況にある。</p> <p>また、魚釣り施設については、海上の釣り場という環境下での安全管理、従業員教育及び災害対応といった特殊な専門性が多く求められるため、一般的な公園管理に比べノウハウを持つ企業数が限定される施設であることもあって、令和7年度からの指定管理者の選定における応募者は1社のみであったが、既に利用料金制を導入しており、また、指定管理業務の範囲の見直しも困難であると考えている。</p> <p>なお、記念公園については、教育委員会から非公募での選定を要請されているところである。</p>	検討中	<p>記念公園については、本市外郭団体との関係性の見直しと合わせて指定管理業務の範囲の見直しを行うこととしており、現時点においては、当面、現指定管理者である尼崎市スポーツ振興事業団と本市との関係性の検討が先決となっている。</p> <p>また、有料公園については、小田南公園を除き、当面の間、再整備の予定がないことから、指定管理業務の範囲に変更がないため、指定管理者にとって魅力的な制度とする素材に乏しい状況にある。</p> <p>なお、魚釣り施設については、平成22年度から既に利用料金制を導入し、安定した運営がなされている。また、前回(令和2年度)の選定の際には、現在の指定管理者ともう1社応募する予定であったが、その1社が現地説明会の事前申込みを行わなかったために応募できなかったものである。今年度に令和7年度からの指定管理者の選定を行うが、今回は複数の応募があるのではないかと見込んでいる。</p>	令和3年2月22日

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和7年度の取組内容	措置状況	令和6年度公表文	監査結果報告日
R2	都市整備局	公園維持課	148	意見	34	【武庫川河川敷、稲川河川敷、藻川河川敷、芦原公園、稲川公園、上食満公園、北難波公園、千歳公園】 不法占拠の解消を推進されたい。	不法占拠への対応として、撤去指導という消極的な対応しかできない状況となっている。 他の市民との公平を図るとともに適切な財産管理を図るため、不法占拠の解消を推進する必要があると考えられる。不法占拠の解消を進めるために、継続的な不法占拠解消に向けた取組みとともに、今後の不法占拠の増加防止に向けた取組みを続けられたい。	監査結果報告書の対象となっている不法占拠物件のうち芦原公園、上食満公園及び千歳公園については、令和5年度までの間で不法占拠の状態を解消することができた。武庫川河川敷及び北難波公園については、一部、不法占拠の状態を解消しており、引き続き、猪名川・藻川河川敷、稲川公園とともに解消に向けた取組を進めているところである。	検討中	監査結果報告書の対象となっている不法占拠物件については、令和5年度までの間で不法占拠の状態を解消することができた。これら以外の猪名川・藻川河川敷、武庫川河川敷、稲川公園及び北難波公園については、対象者に指導を行い、不法占拠の解消に向けて取組を進めているところである。 令和6年度に関しても、不法占拠者に折衝を試みているが、対応拒否されている。引き続き、解消に向けた取り組みを進めて行く。	令和3年2月22日
R2	経済環境局	商業観光課	192	意見	41	【旧尼崎警察署】 旧尼崎警察署は、尼崎城周辺地域の文化的価値のある旧施設であることから、地域住民の要望を考慮しつつ、さらなる地域活性化のための活用を検討されたい	尼崎城及び周辺整備に際して、文化的価値のある旧尼崎警察署が活用されるべきであったと考えられるが、耐震基準を満たしておらず、また、設備整備も必要となり多額の支出が必要となることから、現在は閉鎖されたままの状況となっている。 尼崎城及び歴史博物館から近く、文化振興の拠点としてはふさわしい施設と考える。城内地区としての都市再生整備計画の更新時において、市民の要望を考慮しつつ活用（利用や売却）について改めて検討されたい。	旧尼崎警察署の活用については、令和6年度は建物状況の現地確認を行い、局内でこれまでの経緯を共有し検討方法について協議を行った。今後旧尼崎紡績本社事務所（前ユニチカ記念館）の保存・活用や開明庁舎の活用なども含め、阪神尼崎駅周辺を含めたエリア全体での他事業の状況や財政状況等を注視しながら、事業者等の意見も聞きつつ慎重に検討を進めていくところである。	検討中	旧尼崎警察署の建屋は、「尼崎版観光地域づくり推進指針」における重点取組地域内に位置し、兵庫県内では唯一の完全な形で残る戦前期の警察署庁舎であるなど、文化的価値の高いものであるが、耐震性の不足や消防設備等の未設置・多額の対処費用の問題等により閉鎖している。今後は、阪神タイガースファームの移転やユニチカ記念館の保存・活用など、阪神尼崎駅周辺を含めたエリア全体での他事業の状況や財政状況等を注視することとし、一定の環境が整った段階で改めて検討する。	令和3年2月22日

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和7年度の取組内容	措置状況	令和6年度公表文	監査結果報告日
R1	教育委員会事務局	就学前教育課	107	意見	9	公立幼稚園の保護者の要望として、給食の実施および3年保育の実施があるが、現状は実施の検討ができていないため、利用者要望への対応について、可否や対応方法の検討が望ましい。	他都市の事例を分析するとともに、市での導入のメリット・デメリットを明らかとしたうえで、今後の対応について決定されたい。	3年保育については、令和6年2月に策定した「尼崎市就学前教育ビジョン」において、一部の幼稚園で実施する（大島・立花・塚口・園田 ※武庫・園和北は2年保育）と示した。運営に係る費用や体制の整備等が必要である給食の実施については、令和8年度に市立幼稚園の事業拡充や再配置を予定していることから早期の実施は困難であるが、保護者や地域のニーズがあるため、今後も引き続き検討を行っていく。	検討中	官民幼保の就学前教育施設における教育内容等の充実策や連携方法、更には、今後の市立幼稚園に求められる機能・役割や少子化を見据えた効果・効率的な運営体制等について、その方向性や取組等を示す「尼崎市就学前教育ビジョン」を令和6年2月に策定した。 「尼崎市就学前教育ビジョン」では、尼崎市が目指す就学前教育の取組として3つの柱（1. 就学前教育の質の向上 2. インクルーシブ教育の推進 3. 幼稚園・保育所と小学校の円滑な接続）の推進と、3つの柱を推進するための幼児教育アドバイザーの配置を、また、市立幼稚園の運営体制としては、3年保育の実施（大島・立花・塚口・園田 ※武庫・園和北は2年保育）、一時預かり事業の時間延長、支援が必要な幼児の受入人数の拡充等の充実策（令和8年度より実施）や、竹谷・長洲・小園の3園の廃園（令和8年度末に廃園）等について示している。 なお、運営に係る費用や体制の整備等が必要である給食の実施については、令和8年度に市立幼稚園の事業拡充や再配置を予定しており、早急に実施することは困難であるが、保護者や地域のニーズがあるため、今後も引き続き検討を行っていく。	令和2年2月21日
R1	こども青少年局	児童課	135	意見	14	【児童ホーム運営事業費】 “児童ホーム”および“こどもクラブ”の運営方式について、様々な運営方式における市のメリット・デメリットを明らかとし、今後の運営方針のあり方に関する検討を行うことが望ましい。	他都市の児童ホームおよびこどもクラブの運営方式の事例を分析するとともに、市にとっていかなる運営方式の変更がもたらすメリット・デメリットを明らかとし、いかなる運営方式が最適であるか議論を進められたい。また、この検討結果を事務事業シートに記載されることを望ましい。	令和元年度以降、他都市の視察や調査を行い、時間をかけて慎重に検討を進めてきたが、その間の環境変化により、新たに支援員不足という課題が発生するとともに、増加傾向にある児童ホームの待機児童数に対応するため、児童ホームの増設が必要となっている状況にあり、監査時点から状況が変わった。このため、今後については、このような状況の変化を踏まえて、指導員の充足率等を含めた民間人材の更なる活用を含めた安定的な運営体制についての検討を進める。	見解の相違	本市においては、児童ホームには、各小学校にコーディネーター（責任者）を配置し、併設の「こどもクラブ」と連携した一体的な運営を行っており、業務委託等を行った場合、一体的な運営が損なわれることから、現行の質の維持が困難であると考えられる。 また、①他都市の事例では、これまで任用してきた指導員（会計年度任用職員）について、本市と同等の給与等の処遇を保障した上で、委託先での継続雇用を担保する措置を講じていること、②現在、労働者派遣を活用しているが、その単価は会計年度任用職員の単価を上回っていることから、業務委託等を行っても、運営コストの削減にはつながらないことが想定されるなど、委託化によるメリットである経費削減にはつながらず、デメリットが上回ることから、令和6年度以降について引き続き当面直営による運営とする。	令和2年2月21日

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和7年度の取組内容	措置状況	令和6年度公表文	監査結果報告日
R1	こども青少年局	児童課	138	意見	15	<p>【児童育成環境整備事業費】</p> <p>“児童ホーム”および“こどもクラブ”の運営方式について、様々な運営方式における市のメリット・デメリットを明らかとし、今後の運営方針のあり方に関する検討を行うことが望ましい。</p>	<p>他都市の児童ホームおよびこどもクラブの運営方式の事例を分析するとともに、市にとっていかなる運営方式の変更がもたらすメリット・デメリットを明らかとし、いかなる運営方式が最適であるか議論を進められたい。また、この検討結果を事務事業シートに記載されることを望ましい。</p>	<p>令和元年度以降、他都市の視察や調査を行い、時間をかけて慎重に検討を進めてきたが、その間の環境変化により、新たに支援員不足という課題が発生するとともに、増加傾向にある児童ホームの待機児童数に対応するため、児童ホームの増設が必要となっている状況にあり、監査時点から状況が変わった。このため、今後については、このような状況の変化を踏まえて、指導員の充足率等を含めた民間人材の更なる活用を含めた安定的な運営体制についての検討を進める。</p>	見解の相違	<p>本市においては、こどもクラブには、各小学校にコーディネーター（責任者）を配置し、併設の「児童ホーム」と連携した一体的な運営を行っており、業務委託等を行った場合、一体的な運営が損なわれることから、現行の質の維持が困難であると考えられる。</p> <p>また、①他都市の事例では、これまで任用してきた指導員（会計年度任用職員）について、本市と同等の給与等の処遇を保障した上で、委託先での継続雇用を担保する措置を講じていること、②現在、労働者派遣を活用しているが、その単価は会計年度任用職員の単価を上回っていることから、業務委託等を行っても、運営コストの削減にはつながらないことが想定されるなど、委託化によるメリットである経費削減にはつながらず、デメリットが上回ることから、令和6年度以降について引き続き当面直営による運営とする。</p>	令和2年2月21日
R1	こども青少年局	こども福祉課	182	意見	42	<p>【あまがさきキッズサポーターズ支援事業費】</p> <p>つどいの広場運営の委託先選定について、複数の候補者が出た場合には公募等により決定することが望ましい。</p>	<p>契約の透明性を確保する観点から、施設運営の委託先の選定方法は公募を採用することが望ましい。また、公募への応募事業者数が少ない場合は、仕様書の見直しを検討することが望ましい。</p>	<p>令和7年度中に仕様書等の要件を整理した上で、令和8年上半期にプロポーザル方式により事業者を選定する予定である。なお、事業開始時期については、新規選定事業者の準備期間を考慮して、一律に令和9年4月1日からとして準備を進める。</p>	検討中	<p>令和6年度における本件事業の委託先は、前年度に引き続き、初回の契約を公募に基づき選定した後、子育て中の親子の利用実績は良好であること、また、委託先が誠実に業務を履行し、継続して委託することで効果的な事業の運営が期待できることから、初回の契約の相手方と同じ事業者としている。</p> <p>その一方で、契約の透明性を確保する観点から、施設運営の委託先を公募により選定する方法が望ましいことから、委託先の変更による定着した利用者の混乱を考慮するとともに、より良い子育て援助活動支援事業サービスを提供するための今後のあり方を研究し、公募も含め新たな事業者が参入をしやすく透明性を担保した委託先の選定方法を検討していく。</p>	令和2年2月21日

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和7年度の取組内容	措置状況	令和6年度公表文	監査結果報告日
H29	都市整備局	公園維持課	181	意見	52	一者随意契約の見直し	<p>地方公共団体が委託先を選定する場合には、不特定多数の参加者を募る「一般競争入札」が原則とされており、「指名競争入札」や「随意契約」は、例外的な取扱いとして認められている。委託先を選定に当たり競争性を機能させ、事業の経済性を確保する観点からは、原則どおり入札の徹底が望まれ、やむを得ず、随意契約による場合であっても、プロポーザル方式によるか、少なくとも複数見積書の徴取の徹底が望まれる。しかし、当該委託業務においては、公益財団法人尼崎緑化公園協会との一者随意契約が継続しており、複数見積書の徴取も一部の業務についてのみとなっているため、競争原理が働いていない状況である。このため、委託料の金額の適切性の検証ができていない。また、一部の業務については3者の相見積をとっているものの、一番低い相手先の金額ではなく、3者の平均を予定価格として、契約金額を決定してしまっている。所管課によると一者随意契約を行っている論拠は以下のとおりである。「各公園で活動している市民ボランティアとの協働による花壇管理やイベントの開催など、より多くの市民が花や緑に関心や知識を深められるよう緑化普及啓発事業を行うことが本業務に含まれており、その目的・性質が競争入札に適さない。また、昭和27年に設立された公益財団法人尼崎緑化公園協会は、設立以来本市の緑化普及活動を担っており、高度な園芸知識と様々な緑化関係団体との繋がりを持つ本市が出資している公益財団法人であり、当該委託業務が公益財団法人尼崎緑化公園協会の設立趣旨に合致しているため。このため、『委託業務の性質又は目的が競争入札に適しないもの』（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）に該当し、一者随意契約を継続している。」しかし、「随意契約ガイドライン」の2号随意契約の要点に「単に、『業務内容を熟知しており信用度が高いこと』『当該業務に精通していること』等のみをもって当該契約者を限定していないか」の記載があることから、当該委託業務のうち、少なくともフィールド公園等における通常の維持管理（除草、清掃、剪定等）については、一者随意契約を容認する要件には該当せず、民間への委託は可能であると考え。現在の状況が継続すると、一者随意契約が継続的に行われることにより、競争原理が機能せず、委託料が高止まりとなるおそれがある。したがって、少なくとも施設の維持管理業務を委託する業者の選定については、業者の選定に競争性を確保し、経済性確保への努力が望まれる。</p>	<p>令和7年度の都市整備局の重点課題として、緑化公園協会とのパートナー関係の強化に向けた取組を掲げており、緑化公園協会の委託に関する方針決裁の作成に向けて検討を行っている。</p> <p>フィールド公園については、今後も施設の管理業務、緑化啓発事業及び公園保護育成事業を一体的に行うこととしているものの、指摘にあるように、さらなる経費の削減と住民サービスの向上を図ることを目的に、指定管理者制度等を導入するよう引き続き検討を進めている。令和7年度についても市と尼崎緑化公園協会との間で協議を実施しており、引き続き協議を重ね、方針を決定する予定である。</p>	検討中	<p>フィールド公園については、今後も施設の管理業務、緑化啓発事業、公園保護育成事業を一体的に行うこととしているものの、指摘にあるように、さらなる経費の削減と住民サービスの向上を図ることを目的に、指定管理者制度等を導入するよう引き続き検討を進めている。令和5年度についても市と尼崎緑化公園協会との間で協議を行ったが結論出るまでには至っていない。</p>	平成30年2月23日

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和7年度の取組内容	措置状況	令和6年度公表文	監査結果報告日
H29	教育委員会事務局	スポーツ推進課	301	意見	55	【トレーニング指導等業務】 一者随意契約の見直し	<p>地方公共団体が委託先を選定する場合には、不特定多数の参加者を募る「一般競争入札」が原則とされており、「指名競争入札」や「随意契約」は、例外的な取扱いとして認められている。委託先を選定に当たり競争性を機能させ、事業の経済性を確保する観点からは、原則どおり入札の徹底が望まれ、やむを得ず、随意契約による場合であっても、プロポーザル方式によるか、少なくとも複数見積書の徴取の徹底が望まれる。しかし、当該業務委託においては、外郭団体である公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団との一者随意契約が継続しており、複数見積書の徴取もされていないため、競争原理が働いていない状況である。このため、委託料の金額の適切性の検証ができていない。一者随意契約が継続している理由は所管課によると、一者随意契約を行っている論拠は以下のとおりである。「本市の出資団体である公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団は、これまで本市と一体となって、本市のスポーツの推進に取り組んできており、本市のスポーツ推進に大きく寄与している。トレーニング指導業務は、ベイコム総合体育館内のトレーニング室において、トレーニング室利用者に指導を行うことにより、市民がより効果的にトレーニングができるようにしようとしているものであり、本市のスポーツ推進事業の一環として、尼崎市スポーツ振興事業団が他の事業と合わせ行うことにより、より効果的に事業を推進できるものとする。また、トレーニング指導業務は、ここ数年その実績は増加傾向にあり、良好な実績を残している。以上のことから、平成28年度も引き続き尼崎市スポーツ振興事業団にトレーニング指導事業を委託することにより、当該事業を含めた本市スポーツ推進事業を効果的に運営しようとするものである。」とのことである。本業務委託は、国、地方公共団体その他の公法人及び市が出資している公益法人並びにこれらに準ずる団体との契約（尼崎市契約事務規程第3条第2項第13号「資産統括局長が適当と認める契約」の取扱いを通知している「総務局長通知（平成21年2月16日尼契第6770号）」別紙のII4）に該当するため、一者随意契約を継続している。しかし、「随意契約ガイドライン」の2号随意契約の要点に「単に、『業務内容を熟知しており信用度が高いこと』『当該業務に精通していること』等のみをもって当該契約者を限定していないか」の記載があることから、当該委託業務については、他の自治体において同様の業務がプロポーザル方式により公募されていることから、一者随意契約を容認する要件には該当せず、民間への委託は可能であると考え。現在の状況が継続すると、一者随意契約が継続的に行われることにより、競争原理が機能せず、委託料が高止まりとなるおそれがある。したがって、業者の選定については、競争性を確保し、経済性確保への努力が望まれる。</p>	<p>本事業に係る経済性の確保等に向けては、トレーニング指導分野における多様な民間サービスの台頭などを踏まえ、現在、利用者の主体的なトレーニング活動を支えるための施設環境の提供に特化した業務内容への事業転換に取り組んでいるところである。</p>	検討中	<p>少子高齢化の進行やコロナ禍を経る中、行政のスポーツ施策に対しては、健康づくりや介護予防といったより公益性の高い取組への社会的要請が高まっており、今後スポーツ施策の一層の充実を図り、市民サービスを向上させていくためには、こうした事業の充実や、施設の効用の向上が必要である。</p> <p>一方で、これらの事業は、市との強力なパートナーシップの下、地域や学校をはじめとする多様な主体との調整や、高度な企画力、十分な実行力が求められるのであり、市の効果的・効率的に推進できるのはスポーツ振興事業団を置いて他にない。</p> <p>また、施設の効用の向上を図るに当たっては、競争原理を活用することも一つの手段であるが、今後スポーツ施策の更なる充実を図っていくに当たっては、事業実施と施設の維持管理を一体的に行うことが有効である。他都市においては、これらを切り離し施設維持管理を公募したことにより、新たな事業展開が図りにくくなっている事例も見られた。</p> <p>これらのことから、今後も引き続きスポーツ振興事業団を非公募で選定し、市と一体となって、効果的なスポーツ施策の推進を図っていく。</p>	平成30年2月23日

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和7年度の取組内容	措置状況	令和6年度公表文	監査結果報告日
H29	都市整備局	公園計画・21世紀の森担当	189	意見	56	特定の業務の履行を目的として設立された外郭団体への委託に関する対応方針の検討・明文化	<p>当該委託業務においては、市の外郭団体である公益財団法人尼崎緑化公園協会との一者随意契約が継続している。</p> <p>所管課は、市民との協働により、市内を花でいっぱいにし、イメージアップを図るとともに、市民の緑化意識を高揚するという、当該委託事業の性質又は目的が競争入札に適しておらず、また、公益財団法人尼崎市公園緑化協会の設置目的が当該委託事業と一致していることを一者随意契約とする理由としている。しかし、一者随意契約を継続することは業者選定の透明性の確保の観点からは好ましくなく、また、競争原理が働かない結果、委託料の適切性の検証が行えないという問題が生じるおそれがある。</p> <p>そのため、市出資団体の設置目的と一致する事業について、「その性質又は目的が競争入札に適さない場合」という2号随意契約に該当するか否かの判断がぶれないように、全市の方針を検討し、示すことが望まれる。</p> <p>市は、例えば、「出資団体へ業務を委託する場合、当該委託業務の履行を目的として設立された市の出資団体への委託であるという点のみを拠り所として、安易に『その性質又は目的が競争入札に適さない』契約であると判断すべきではない。当該業務について、類似業務も含め民間が実施していないため、競争原理が働く環境にないということを厳格に審査の上、2号随意契約に該当するか否かを判断すること」というように、当該業務の履行を目的として設立された外郭団体への一者随意契約の可否を判断する際の全市の方針を、検討の上明文化することが望まれる。所管課がそれに従い、委託業者を選定すれば、業者選定の透明性の確保の推進へ寄与できるものと考ええる。</p>	令和7年度の都市整備局の重点課題として、緑化公園協会とのパートナー関係の強化に向けた取組を掲げており、緑化公園協会の委託に関する方針決裁の作成に向けて検討を行っている。	検討中	ご意見にある全市の方針検討については、これまで市出資団体の設置目的と一致する事業が2号随意契約に該当するか否かの判断基準等について検討が行われてきたが、随意契約については、各所管課においてその理由を整理し契約することが委ねられているものであることから、一律の考えを示すに馴染まないものと整理された。今後においては、一者特命随意契約を締結する場合において、決裁に一者特命随意契約という手法を選択したことについての妥当性をより詳細に記載するなど、業者選定の透明性を確保していく。	平成30年2月23日
H28	教育委員会事務局	スポーツ推進課	68	意見	133	【社会体育施設】非公募から公募への選定方法の見直し	<p>指定管理者制度は、民間事業者間の競争原理や事業者が保有する施設管理のノウハウの活用により、経費の節減、質の高い住民サービスの提供を目的とする制度である。したがって、指定管理者の選定は原則として公募により行い、一定の要件を満たす場合に例外的に非公募が容認されている。</p> <p>当該社会体育施設については、平成18年4月に指定管理者制度を導入してから10年超にわたり、「指定管理者制度について（指針）」（平成26年4月最終改訂）に定める、「団体の設立趣旨が施設の設置目的と合致しており、団体において、施設の目的に沿った自主事業等が実施できる場合」に該当するとして、公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団が非公募により指定管理者として選定されている。</p> <p>なお、当該施設の管理業務は大きく分けて体育施設の利用により行う事業の実施（ソフト面）と、施設の維持管理（ハード面）の2面からなるが、所管課によると、指定管理者の公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団は、ソフト面を重視し非公募として選ばれているとのことである。</p> <p>しかし、非公募による選定は、特定の団体を尼崎市が指名する選定方式であり、①指定管理者候補の選定に関する透明性を確保する、②競争原理の働く中でより良い提案をしてもらう、③行政の見込みを上回る民間のノウハウを生かした提案をしてもらう、という指定管理制度導入による効果を十分に得られない惧れがある。</p> <p>このような事態に陥ることを防止するために、また、当該施設の「体育施設の管理運営」という業務の性質上、非公募としなければならない理由はなく、原則どおり公募によることが望まれる。</p>	<p>現在、スポーツ振興事業団は、本市との緊密な連携の下に、市と一体となって本市スポーツ施策を進めるパートナーである。特に、現在進めている中学校部活動の地域展開の取組は、事業団なしには進めることが不可能であるなど、本市施策の推進上、必要不可欠な役割を担っている。</p> <p>指定管理者の選定方法それぞれにメリットがあることは認識しているが、仮に公募により新たな民間事業者が指定管理者となった場合は、団体の経営基盤が弱体化のみならず、本市のスポーツ施策全体の効果的な推進を図れなくなるのが危惧される。</p> <p>また、公募した場合でも指定管理者の固定化が起きないとは言えず、公募化が必ずしも市民サービスの向上につながるものではないと考える。</p> <p>こうしたことから、本市の社会体育施設の指定管理者は、引き続きスポーツ振興事業団を非公募で選定することが適当であると考えており、記念公園運動施設の指定管理については、引き続き、施設所管課に対して非公募による選定を要請していく。</p>	検討中	No55と同一の理由	平成29年2月20日

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和7年度の取組内容	措置状況	令和6年度公表文	監査結果報告日
H28	教育委員会事務局	スポーツ推進課	69	意見	134	修繕費についての市と指定管理者の費用負担の明確化と精算	<p>指定管理業務に含まれる、日常的な施設等の補修・修繕にかかる費用のうち、補修・修繕を行わなかったことによる、指定管理者が策定した予算の予算未執行額については、原則、毎年度精算対象とすることが望まれる。 尼崎市社会体育施設管理業務実施要項によると、日常的修繕のうち、1件当たり1,000千円未満の日常的修繕費を指定管理者が負担し、1,000千円以上の修繕費の分担は委託者と協議を行うこととなっている。 平成27年度の管理経費に含まれる修繕費については、屋内プール分が予算額5,335千円に対して実績額3,976千円、地区体育館分が予算額4,762千円に対して実績額4,129千円であり、屋内プール1,358千円、地区体育館632千円の合計1,991千円の予算未執行額があるが、尼崎市社会体育施設の管理に関する仮基本協定書上、修繕費について精算する旨を定めていないため、当該予算未執行額1,991千円の精算はされていない。</p> <p>このように予算額と実績額の差異が大きいの、具体的な修繕の見積り額の集計額として予算が編成されている訳ではなく、当初プロポーザル時に尼崎市に提出した予算をベースにした予算額にすぎないことが要因であると考えられる。 また、所管課によると、日常的修繕費について精算する旨を基本協定書上規定していない理由は、過去に、本来、尼崎市が負担すべき大規模改修工事につき、尼崎市が予算を確保できない中、指定管理者が自己財源で負担した年度もあり、実質的には所管課が過大な指定管理料を負担していることはない判断したためとのことであった。このような状況においては、本来、指定管理者が行うべきである日常的な施設の修繕・補修の先延ばしにより、利得を得るケースも想定される。ひいては、施設にとって必要な維持管理水準の保持を徹底できなくなる恐れもある。このような事態に陥ることを防止するためには、基本協定書上、想定される修繕工事の区分、個々の修繕工事に関する尼崎市と指定管理者の分担や判断基準、及び基本協定書の規定にない修繕工事が発生した場合の費用負担方法について明確にした上で、指定管理者が負担する1,000千円未満の日常的修繕費については、原則、毎年精算とすることを明記し、年度末に精算することが望まれる。</p>	<p>必要な修繕の計画的な実施に向けては、現在、予防的な視点も含め、必要箇所の共有及び予算要求の上、順次対応しているところであり、引き続き、修繕の費用負担に係る進捗管理等を含めて、団体との緊密な連携の下に対応を行う。</p>	検討中	<p>現在、事業団が指定管理者となっている社会体育施設については設置から年数が経過していることから、日々の管理運営において、様々な修繕を行う必要があるが、施設修繕における重要性や優先順位等については、協定書等に基づき、指定管理者の判断と責任において柔軟に対応する必要があることから、指定管理料の精算については実施していない。</p> <p>なお、修繕の実施状況等に係る管理運営の内容については、事業実施報告や指定管理者モニタリング制度を活用することで、適正な費用負担や必要な業務実施等について確認しているところである。</p>	平成29年2月20日
H28	教育委員会事務局	スポーツ推進課	73	意見	135	自動販売機の設置についての尼崎市による直営化	<p>過去からサンシビック尼崎及び各地区体育館の敷地内に自動販売機11台を設置するスペースについては、公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団に行政財産使用許可を与えている。</p> <p>平成27年度においては、公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団は、自主事業として、自動販売機の設置により民間業者から2,458千円の収入を得ている。なお、尼崎市へ支払っている行政財産使用許可による行政財産使用料は年間142千円であり、差額2,315千円が同事業団の利益となっている。</p> <p>所管課によれば、指定管理者制度が導入される以前から継続して、公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団からの申請に基づき、行政財産の目的外使用許可を与えているとのことだった。尼崎市が直営で運営すれば、通常、利益を得ることができる自動販売機の設置を、公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団へ実施させているが、当該自動販売機の設置を公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団がすることに必然性はない。</p> <p>自動販売機の設置については、出資団体でかつ指定管理者である公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団への行政財産使用許可とせず、原則どおり、尼崎市として、公募により最大額の使用料を払う事業者と賃貸契約を締結することが望まれる。</p>	<p>指定管理者による施設内への自動販売機の設置については、指定管理施設の効用を高めるための多様な自主事業の実施に必要な財源確保の一環として取り組むものであり、仮に収益の余剰が生じた場合でも実施事業全体を通じて市の財政負担の軽減や施設の利便性の向上により利用者に還元等されているなど、公募による使用料収入以上の行政効果が期待できることから、現時点で市による直営実施への転換は考えていない。</p>	検討中	<p>本市社会体育施設は、出資団体であるスポーツ振興事業団が、自主事業として本市スポーツ施策において重要な役割を果たしているところである。自動販売機の設置については、事業団がそうした事業を実施するための財源とする目的で、指定管理者の創意工夫の下、実施している自主事業であり、現時点では公募を実施する考えはない</p>	平成29年2月20日

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和7年度の実施内容	措置状況	令和6年度公表文	監査結果報告日
H28	総合政策局	地域総合センター担当	119	意見	141	修繕費についての市と指定管理者の費用負担の明確化と精算	<p>指定管理業務に含まれる、施設の軽微な修繕にかかる費用のうち、補修・修繕を行わなかったことによる予算未執行額については、原則、毎年度精算対象とすることが望まれる。</p> <p>尼崎市立総合センター指定管理者運営業務仕様書及び尼崎市立地域総合センター塚口管理業務実施要項によると、日常的修繕のうち、1件当たり500千円未満の修繕費を指定管理者が負担し、500千円以上の修繕費の分担は尼崎市と協議を行うこととなっている。</p> <p>平成27年度の管理経費に含まれる修繕費については、予算額1,700千円に対して実績額59千円で、1,641千円の予算未執行額が残っているが、尼崎市立塚口総合センターの管理に関する仮基本定書上、修繕費について精算する旨を定めていないため、当該予算未執行額1,641千円の精算はされていない。1,641千円が予算未執行額となってしまった理由は、平成27年度は、管理経費予算として計上されているにも関わらず、建築基準法に基づく建築物設備点検で発見された事項に対応する修繕工事を、指定管理者が年度末までに行わなかったためとのことである。</p> <p>本来指定管理者が行うべきである日常的な施設の修繕・補修の先延ばしにより、指定管理者が利得を得るケースも想定される。ひいては、施設にとって必要な維持管理水準の保持を徹底できなくなる恐れもある。</p> <p>このような事態に陥ることを防止するためには、基本協定書上、想定される修繕工事の区分、個々の修繕工事に関する尼崎市と指定管理者の分担や判断基準、及び基本協定の規定にない修繕工事が発生した場合の費用負担方法について明確にした上で、指定管理者が負担する500千円未満の修繕費については、原則、毎年精算とすることを明記し、年度末に精算することが望まれる。</p>	<p>地域総合センター塚口においては、令和7年度から第3期指定管理期間が開始したが、引き続き安全・安心の観点で必要な修繕が十分に行われており、市のモニタリングを通して懸念される事態に陥ることが考え難いといえることから、指定管理者制度における公の施設の管理が指定管理者の創意工夫による市民サービス向上や経費の節減を期待するものとの趣旨に沿い、精算は行っていない。</p> <p>なお、今後とも指定管理者に対しては、修繕の執行状況について、現場への視察を含めた日々のモニタリングにより執行管理し、不当な執行控えが生じないよう徹底していくなかで、精算について研究し、検討を続けていく。</p>	検討中	<p>地域総合センター塚口においては、指摘以降、安全・安心の観点で必要な修繕が十分に行われており、市のモニタリングを通して懸念される事態に陥ることが考え難いといえることから、指定管理者制度における公の施設の管理が指定管理者の創意工夫による市民サービス向上や経費の節減を期待するものとの趣旨に沿い、精算は行っていない。</p> <p>なお、今後とも指定管理者に対しては、修繕の執行状況について、現場への視察を含めた日々のモニタリングにより執行管理し、不当な執行控えが生じないよう徹底していくなかで、精算について研究し、検討を続けていく。</p>	平成29年2月20日
H26	教育委員会事務局	スポーツ推進課	90	意見	165	施設管理に係る公募の実施について	<p>地区体育館等指定管理者管理運営事業の指定管理者は、平成18年の制度導入以降、継続してスポーツ振興事業団であり、また指定管理料は約240百万円程度と多額な金額で推移している。</p> <p>この点、市は、指定管理料についてスポーツ振興事業団と交渉により見直しを行ったうえで、運営上必要と認められる金額を算定しており、また、運営管理を継続して行うことにより、事業内容を充実化できると考えているとのことであった。</p> <p>しかしながら、過去3年間の利用者数が大幅に増加していない状況を鑑みて、スポーツ振興事業団を継続して指定管理者とする必然性に乏しいと考えられるため、指定管理者を広く公募制にして、より適切な事業者の選定方法を検討することが望ましい。</p>	<p>指定管理者制度は、民間事業者間の競争原理や事業者が保有する施設管理のノウハウの活用により、経費の節減、質の高い住民サービスの提供を目的とする制度である。したがって、指定管理者の選定は原則として公募により行い、一定の要件を満たす場合に例外的に非公募が容認されている。</p> <p>当該社会体育施設については、平成18年4月に指定管理者制度を導入してから10年超にわたり、「指定管理者制度について（指針）」（平成26年4月最終改訂）に定める、「団体の設立趣旨が施設の設置目的と合致しており、団体において、施設の目的に沿った自主事業等が実施できる場合」に該当するとして、公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団が非公募により指定管理者として選定されている。</p> <p>なお、当該施設の管理業務は大きく分けて体育施設の利用により行う事業の実施（ソフト面）と、施設の維持管理（ハード面）の2面からなるが、指定管理者の公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団は、ソフト面を重視し非公募として選ばれている。</p> <p>しかし、非公募による選定は、特定の団体を尼崎市が指名する選定方式であり、①指定管理者候補の選定に関する透明性を確保する、②競争原理の働く中でより良い提案をしてもらう、③行政の見込みを上回る民間のノウハウを生かした提案をしてもらう、という指定管理制度導入による効果を十分に得られない恐れがある。</p> <p>このような事態に陥ることを防止するために、また、当該施設の「体育施設の管理運営」という業務の性質上、非公募としなければならない理由はなく、原則どおり公募によることが望まれる。</p>	検討中	No55と同一の理由	平成27年2月19日

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和7年度の取組内容	措置状況	令和6年度公表文	監査結果報告日
H26	教育委員会事務局	学校教育課企画管理課職員職学企画課	260	意見	169	学校徴収金の未納対策マニュアルの整備について	<p>学校徴収金の徴収事務は各校の教員が行っているが、尼崎市においても未納が発生している。</p> <p>市は、家庭の状況を一番把握しているのは教員であることを理由に、未納者に対する督促等の徴収事務などの未納対策を各学校に一任しているため、各校が各々の方法で対応している状況であり、特に統一的な未納対策マニュアル等を作成していない。</p> <p>近年、保護者との連携や理解など年々難しくなっており、未納が長期化することもあり、適正に支払っている保護者まで支払わなくなる可能性、いわゆるモラルハザードの問題も指摘されている。</p> <p>そのため、学校徴収金の徴収事務は、未納が長期化する前に徴収できるよう、学校だけに任せるのではなく、市も関与し組織的に取り組むべき喫緊の課題であり、未納対策マニュアルに集約し、情報共有すべきである。</p> <p>さらに、未納対策マニュアルにより徴収事務が定型化でき、教員の徴収事務負担が軽減され、結果的に学校教育の充実につながることも考えられるため、市は未納対策マニュアルを作成し、全校で統一的な運用を行うなどの対応が必要である。</p>	<p>学校園徴収金の徴収は、各学校園ごとに公会計外で行われており、未収金があった場合等において市の債権管理マニュアルに基づいて対応することは困難であるため、独自の未納対策マニュアルが一定必要であることは認識している。</p> <p>現在学校園の教職員は、未納対策の事務（保護者口座への入金要請、滞納整理等）を、各学校園の体制及び保護者の特性に応じ、文書、電話又は訪問の手法により精力的に行っており、滞納を皆無又は最小限に抑えている。この理由として、精力的に行わなければ自己の学校園徴収金の会計が閉められないところにある。このことから、未納対策マニュアルを作成するとしても、学校園に一定の裁量を持たせ、独自かつ柔軟な対応を失わせないものにすべきであるが、各学校園との調整にかなりの時間労力を要し、容易に進めることはできない。</p> <p>他方で、学校園徴収金の徴収手法については、令和6年4月から全学校園においてインターネットバンキング利用の方式となっており、市教委は、現在、その状況を注視している。</p> <p>以上のことから、未納対策に係る各学校園の実態の把握や意見聴取には着手できておらず、当面はその実行は難しいと考えている。</p>	検討中	<p>学校園徴収金の徴収は、各学校園ごとに公会計外で行われており、未収金があった場合等において市の債権管理マニュアルに基づいて対応することは困難であるため、独自の未納対策マニュアルが一定必要であることは認識している。</p> <p>現在学校園の教職員は、未納対策の事務（保護者口座への入金要請、滞納整理等）を、各学校園の体制及び保護者の特性に応じ、文書、電話又は訪問の手法により精力的に行っており、滞納を皆無又は最小限に抑えている。この理由として、精力的に行わなければ自己の学校園徴収金の会計が閉められないところにある。このことから、未納対策マニュアルを作成するとしても、学校園に一定の裁量を持たせ、独自かつ柔軟な対応を失わせないものにすべきであるが、各学校園との調整にかなりの時間労力を要し、容易に進めることはできない。</p> <p>他方で、学校園徴収金の徴収手法については、令和6年4月から全学校園においてインターネットバンキング利用の方式となっており、市教委は、今後その状況を注視していく必要があるが、セキュリティの問題等、多くの課題が発生しており、少しずつその解決への取組を進めている。</p> <p>以上のことから、未納対策に係る各学校園の実態の把握や意見聴取には着手できておらず、当面はその実行は難しいと考えている。</p>	平成27年2月19日
H25	福祉局	高齢介護課	107	意見	170	老人福祉センターの指定管理者選定の妥当性について	<p>市のA型の指定管理者は、非公募により市社協が選定されている。</p> <p>これについて、市社協が促進協会（いきがい促進協会）の職員を受け入れた際に、市と市社協との間で締結された覚書によると、職員の労働環境に不利益が生じないように努めるとし、A型の指定管理者としての業務を市社協が適性に実施している限りにおいて、議会の承認を得ることを条件に、指定管理者を一定期間継続して市社協に指定することとなっているため、実質的に将来に亘って市社協を指定しているものと考えられる。</p> <p>しかしながら、指定管理者制度の趣旨に鑑み、今後は、競争原理が働くように、募集の方法を公募とすることを検討する必要がある。</p>	<p>総合老人福祉センター、千代木園については、いずれも施設の建て替え等による転換期であり、当面はそれまでの指定管理者を継続して指定することが必要との判断から、引き続き、社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会を非公募で指定している。</p> <p>また、鶴の巣園及びワークセンター和楽園についても、施設の建て替え等の計画はないものの、総合老人福祉センターの見直しや健康ふれあい体育館への移行に伴う機能転換を検討しているところであり、現在のところ、社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会を非公募で指定している。</p>	検討中	<p>総合老人福祉センター（施設建替えに合わせた見直し）、千代木園及び福喜園（社会体育施設との機能統合：健康ふれあい体育館）については、いずれも転換期であり、当面それまでの指定管理者を継続して指定することが必要との判断から、現在（令和6年4月1日以降が新たな指定期間）も、引き続き、社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会を非公募で指定した。</p> <p>また、鶴の巣園及びワークセンター和楽園についても、施設の建て替え等の計画はないものの、総合老人福祉センターの見直しや健康ふれあい体育館への移行に伴う機能転換を検討しているところであり、現在のところ、社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会を非公募で指定している。</p>	平成26年2月18日

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和7年度の取組内容	措置状況	令和6年度公表文	監査結果報告日
H25	福祉局	介護保険事業担当	177	意見	173	慰労金事業の継続要否の検討について	<p>市の慰労金支給件数は平成24年度で2名と極めて少ない状況であり、事務手続きにかかる人件費等のコストを勘案すると事業の継続には疑問が残る。</p> <p>そのため、慰労金事業の存続の要否について検討を行うとともに、存続するのであれば、金品の提供だけではなく、より家族介護者に対する慰労となるような事業を検討すべきである。</p>	<p>国の家族介護支援特別事業の一環として、本市では平成13年度より実施してきたが、平成29年度から令和4年度までの間において利用実績はなく、令和5年度と令和6年度はいずれも1件のみと利用実績は低調である。一方、県内の全ての中核市において類似の取組があり、また阪神間においても芦屋市や川西市においても同様の取組を行っている。これらを踏まえ、利用実績の推移や他都市の動向及び今年度の申請の有無も注視しつつ、廃止も含めて引続き検討を行っていく。</p>	検討中	<p>令和元年度に国において支給要件が、要介護4又は5から要介護3に緩和された。本市においては、平成29年度から令和4年度までの利用実績はなく、令和5年度は1件と利用実績は低調であるが、県内中核市においてはいずれも類似の取組があり、また、阪神間においても芦屋市や川西市で同様の取組を行っている。これらを踏まえて、利用実績の推移や他都市の動向を注視しつつ、その対応について検討を行うとともに、事業の見直しを行っていく。</p>	平成26年2月18日
H23	教育委員会事務局	スポーツ推進課	95	意見	181	指定管理者の公募について	<p>使用料の見直しを市民にお願いするのであれば、その前に、指定管理料の引き下げ努力が必要である。本来の指定管理制度の趣旨である「民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の縮減等を図る」ということを想起し、（指定管理者を公募で選定することにより）市場に指定管理料価格の妥当性を問う必要がある。</p>	<p>指定管理者制度は、民間事業者間の競争原理や事業者が保有する施設管理のノウハウの活用により、経費の節減、質の高い住民サービスの提供を目的とする制度である。したがって、指定管理者の選定は原則として公募により行い、一定の要件を満たす場合に例外的に非公募が容認されている。</p> <p>当該社会体育施設については、平成18年4月に指定管理者制度を導入してから10年超にわたり、「指定管理者制度について（指針）」（平成26年4月最終改訂）に定める、「団体の設立趣旨が施設の設置目的と合致しており、団体において、施設の目的に沿った自主事業等が実施できる場合」に該当するとして、公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団が非公募により指定管理者として選定されている。</p> <p>なお、当該施設の管理業務は大きく分けて体育施設の利用により行う事業の実施（ソフト面）と、施設の維持管理（ハード面）の2面からなるが、指定管理者の公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団は、ソフト面を重視し非公募として選ばれている。</p> <p>しかし、非公募による選定は、特定の団体を尼崎市が指名する選定方式であり、①指定管理者候補の選定に関する透明性を確保する、②競争原理の働く中でより良い提案をしてもらう、③行政の見込みを上回る民間のノウハウを生かした提案をってもらう、という指定管理制度導入による効果を十分に得られない恐れがある。このような事態に陥ることを防止するために、また、当該施設の「体育施設の管理運営」という業務の性質上、非公募としなければならない理由はなく、原則どおり公募によることが望まれる。</p>	検討中	No55と同一の理由	平成24年2月20日
H22	総合政策局	ダイバーシティ推進課	164	意見	198	売却も含めた活用方法の検討について	<p>戸ノ内町3丁目698-25については、長期にわたり地域に便宜供与が図られている状況は好ましくないため、売却等有効な活用方法についての検討を行う必要がある。</p>	<p>当該土地を不法に占有している者に対する土地明渡し等請求の訴えを令和5年10月に提起し、令和6年2月22日に勝訴判決を得、同年3月29日に強制執行の申立を行い、同年5月9日に強制執行を実施した。その後、地域団体によって設置されていた「だんじり置き場」等の撤去も完了し、土地売却に向けた測量及び地下埋設物の調査を実施した。その後、令和8年2月26日に売却が完了した。</p>	改善済	<p>当該土地を不法に占有している者に対する土地明渡し等請求の訴えを令和5年10月に提起し、令和6年2月22日に勝訴判決を得、同年3月29日に強制執行の申立を行い、同年5月9日に強制執行を実施したことから、今後当該土地の売却に向けた処理を進めていく。</p> <p>なお、当該土地にはフェンスを設置し、侵入等の防止対策を講じている。</p>	平成23年2月21日

指摘年度	局名	指摘先	ページ	区分	連番	指摘内容	指摘の概要	令和7年度の取組内容	措置状況	令和6年度公表文	監査結果報告日
H22	都市整備局	道路整備担当	215	意見	200	早期売却に向けた地元協議の推進について	当該用地の売却が困難となっている最大の理由は、通過交通を排除するため、前面道路に車止めが設置され、一般車両の進入が事実上不可能となったことにある。車止め設置の決定が行われた当時、その後の土地利用方法（売却等を含む）について十分な検討が行われたのか疑問である。当該用地については、財源確保の観点から、早期売却に向けて地元との十分な協議を積極的に進める必要がある。	本件土地については、平成19年度に地元住民と車止めの移設に係る協議を行ったものの理解が得られなかった経緯がある。令和2年度に再度地元住民と協議を行ったがその状況は現状も変わらず、令和2年度以降、地元との協議は進展がなく、公募貸付制度の手続きを行い借受希望者を募っているが、契約には至っていない。今後も継続して公募貸付等による有効活用を図るよう取組を進めることとする。	検討中	本件土地については、平成19年度に地元住民と車止めの移設に係る協議を行ったものの理解が得られなかった経緯がある。令和2年度に再度地元住民と協議を行ったがその状況は現状も変わらず、令和2年度以降、地元との協議は進展がない。公募貸付制度の手続きを行い募集を募っているが、契約には至っていない。今後も継続して公募貸付等による有効活用を図るよう取組を進めることとする。	平成23年2月21日